

## 令和8年第1回江差町議会定例会資料

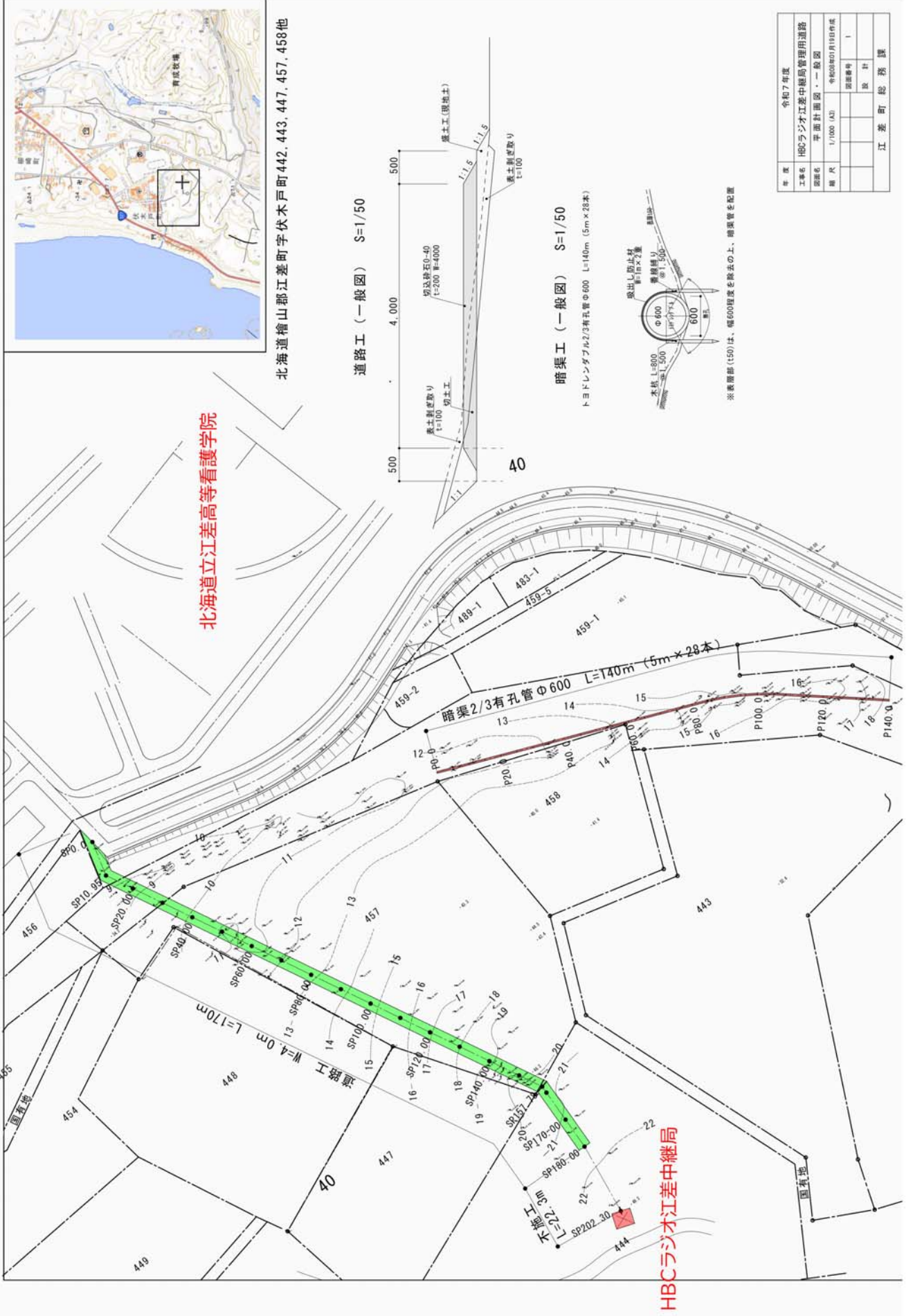
資料1：HBCラジオ江差中継局管理用道路整備の概要【議案第1号関係】	…P	1
資料2：豊かな前浜づくりプロジェクトの概要【議案第1号関係】	…P	3
資料3：防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等 導入支援事業の概要【議案第7号関係】	…P	5
資料4：農業振興に関する主な施策一覧【議案第7号関係】	…P	7
資料5：有害鳥獣対策・森林整備・木育推進に関する主な施策一覧 【議案第7号関係】	…P	9
資料6：前浜漁業の生産性の向上に関する主な施策一覧【議案第7号関係】	…P	11
資料7：労働行政・商工業振興に関する主な施策一覧【議案第7号関係】	…P	13
資料8：日本遺産地域活性化推進事業【議案第7号関係】	…P	15
資料9：町道五厘沢山崎線道路改良工事・橋梁長寿命化補修対策【議案第7号関係】	…P	17
資料10：低区田沢野系配水管老朽管更新工事【議案第14号関係】	…P	19
資料11：ダム系高区配水管老朽管更新工事【議案第14号関係】	…P	21
資料12：江差5号枝線污水管渠新設工事【議案第15号関係】	…P	23
資料13：江差町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）の 概要【議案第17号関係】	…P	25
資料14：江差町地方卸売市場設置条例新旧対照表【議案第18号関係】	…P	31
資料15：江差港マリーナ施設条例新旧対照表【議案第19号関係】	…P	33
資料16：繁次郎の里簡易宿泊施設設置条例新旧対照表【議案第20号関係】	…P	39
資料17：江差町過疎地域持続的発展市町村計画（案）【議案第22号関係】	…P	41

別冊：

- ・令和8年度 江差町各会計予算資料



HBCラジオ江差中継局管理用道路整備





## 豊かな前浜づくりプロジェクト(略称:ハマプロ) <所管課:産業振興課>

### 「江さしっ子繁虎(トラウトサーモン)」海面養殖事業

本町の漁業スタイルに“ハマる”養殖・栽培漁業を推進するため、実施している「江さしっ子繁虎(トラウトサーモン)」養殖事業の4年目。

今年度から、種苗を5,000尾から10,000尾へ増量するため養殖生簀1基を増設。漁業者の経営安定、担い手確保はもとより、今後新道の駅での目玉の一つになる地域ブランドの推進により地域経済の発展を図るため、事業の自走化に向けて町として支援するもの。



※種苗5,000尾から10,000尾へ増量



※餌料

### 事業の概要

#### □「江さしっ子繁虎」海面養殖事業の推進

<補正予算額(補助金): 10,300千円>

- ①生簀分: 7,500千円
- ②餌料分: 2,800千円

※道交付金全額補助(整備費1/2)

#### ◇財源構成

- ・道地域づくり総合交付金 7,500千円
- ・企業版ふるさと納税寄付金 262千円
- ・一般財源 2,538千円

#### ◇実施主体

- ・ひやま漁業協同組合(江差サーモン部会)

#### ◇事業内容

- ・養殖生簀1基増設(10,000尾養殖)
- ・餌料購入費等

#### <SDGSとの関連性>





## 防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等導入支援事業

所管：総務課防災生活係

## ◆事業の概要

令和6年度に実施した「江差町公共施設再生可能エネルギー事業化可能性調査（FS調査）」において、役場庁舎への太陽光発電システムの導入が可能であることが判明した。

地域防災計画により指定避難所として位置付けられている役場庁舎への再生可能エネルギー設備等を導入することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

## ◆事業の概要

江差町レジリエンス事業化計画策定調査

## ◆事業年度

令和8年度

## ◆予算情報

①事業費 7,480千円

②財源内訳

・道費補助金 3,700千円（北海道補助金ゼロカーボンビレッジ構築事業費）

・一般財源 3,780千円

③予算科目

4款：衛生費 1項：保健衛生費 3目：環境衛生費 12節：委託料

## ◆第6次総合計画との関係

①第3編第2章分野別施策

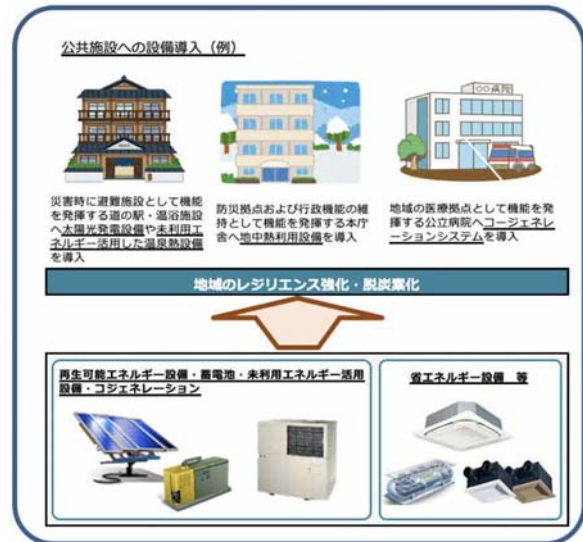
(26) 自然環境・エネルギー

②基本方針

当町がポテンシャルとして持つ風力、太陽光を活かしながら再生可能エネルギーを導入します。

③重点施策

風力・太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及促進等





## 農業振興に関する主な施策一覧



【SDGSとの関連性】

&lt;産業振興課農務係&gt;

(単位:千円)

事業名	予算額	内容等
<b>農業経営支援策</b>		
農業経営基盤安定対策	1,600	町内に住所を有する者に対し、農業共済・収入保険(積立分を除く)掛金の一部を助成(助成率1/5)
豊かな産地づくり総合支援事業	8,000	町内に住所を有する者に対し、ハウス新設・修繕、たい肥・培土・土壌改良剤購入費用、アスパラ等高収益作物の種苗購入費用、施設園芸の灌水費用、明暗渠の整備費用、土壌分析費用、生分解性マルチの購入費用の一部を助成(助成率:地域振興作物2/3以内、その他1/2以内)
経営所得安定対策	402	経営所得安定対策用務で使用する公用車のリース料 (令和7年度水田活用の直接支払交付金:149,734千円を生産者へ交付※国枠86,678千円、道枠5,467千円、地域枠57,589千円)
農業次世代人材投資事業	3,000	新規就農者に対し、経営開始後3年間1,500千円/年を交付(全額道費)
経営発展支援事業	3,750	新規就農者が機械等を購入するための補助(全額道費)
江差町産業担い手育成支援事業	1,000	経営開始時の早期の経営確立を推進(就農時1,000千円/人)
<b>生産基盤の整備</b>		
農業競争力強化農地整備事業(水堀地区)	64,500	江差北部地域農業生産基盤整備の水堀地区(第1地区)用排水整備に係る令和8年度事業費に対する地元負担金(事業費の12.5%) ※面整備に係る地元負担は農業者負担 面整備:A=9.4ha、用排水路:L=2,433m、揚水機場建設
<b>生産基盤の維持管理</b>		
多面的機能支払交付金事業	29,968	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援(国1/2、道1/4、町1/4)
水利施設管理強化事業	13,640	頭首工や幹線用排水路等の国営造成施設の多面的機能の発揮に対応した維持管理に係る支援(国1/2、道1/4、町1/4)
鶉ガム管理運営	4,795	厚沢部町と協定を締結している鶉ガムの維持管理に係る負担金(負担割合:江差町32%、厚沢部町68%)
水堀排水機場維持管理	3,172	大雨時の水堀地区湛水防除のための排水機場に係る維持管理
農業水路等長寿命化防災減災事業	3,322	水堀排水機場の緊急通報装置等更新
農道農地維持管理	1,072	農道維持補修に係る経費、大雨時の湛水排除に係る経費、水土里情報システムに係る経費
スマート農業推進事業	2,000	農業用ドローン本体や自動操舵システムの購入費を助成(助成率1/2)
地域おこし協力隊農業支援員雇用	6,310	研修で使用する作業道具購入、公用車リース料、住宅借上料

○農業競争力強化農地整備事業



基盤整備のイメージ

○スマート農業推進事業



農業用ドローン

○地域おこし協力隊農業支援員雇用



協力隊員の活動



## 有害鳥獣対策・森林整備・木育推進に関する主な施策一覧



&lt;産業振興課林務係&gt;

【SDGsとの関連性】

(単位:千円)

事業名	予算額	内容等
<b>有害鳥獣対策</b>		
有害鳥獣対策	11,571	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施隊員への報酬 3,802千円、捕獲に対する報奨金 1,000千円 (ヒグマ1頭 50,000円、エゾシカ1頭 20,000円)</li> <li>・ヒグマ対策人材専門員謝礼 630千円</li> <li>・実施隊員確保対策(狩猟免許取得・更新費用、猟銃所持許可取得・更新費用の補助、猟銃等購入費の補助等) 1,727千円</li> <li>・電気柵購入費補助金 300千円</li> <li>・公用車リース 428千円</li> <li>・草刈りによる緩衝地帯の設置、誘因果樹の伐採 1,560千円 他</li> </ul>
<b>町有林管理</b>		
町有林保育事業	12,396	森林組合への委託事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育間伐 15.00ha (田沢・泊地区)</li> <li>・間伐 5.00ha (東山・桧岱地区)</li> <li>・町有林附帯施設整備 (町民の森植樹箇所等 9.83ha)</li> </ul>
<b>森林環境譲与税関連事業</b>		
地域林政アドバイザー業務・路網環境整備	2,756	森林組合への委託事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域林政アドバイザー業務委託 1,650千円</li> <li>・路網環境整備 1,106千円</li> </ul>
私有林整備推進事業	1,719	私有林の森林整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・私有林整備補助金 1,242千円</li> <li>・森林経営計画参画促進業務 477千円</li> </ul>
木育推進事業	1,267	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林環境教育(げんきの森活動等)の実施</li> <li>・植樹・育樹事業の実施</li> <li>・誕生祝品木製時計及び卒園記念木製写真の贈呈</li> </ul>
クワ試験栽培事業	239	・下刈り、肥料経費
産業用ドローン整備	2,580	・産業用ドローン整備、操縦資格取得 ほか
<b>その他</b>		
町民の森管理	3,066	・町民の森維持管理 (施設維持管理委託 他)
豊かな森づくり推進事業	1,062	・公共造林(植栽)に対する上乗せ補助(3.0ha)



&lt;町内において箱わなで捕獲されたヒグマ&gt;



&lt;町民の森で小学生によるヒバの植樹&gt;



## 前浜漁業の生産性の向上に関する主な施策一覧



【SDGsとの関連性】

&lt;産業振興課水産係&gt;

(単位:千円)

事業名	予算額	内容等
<b>生産基盤の安定</b>		
漁業経営基盤安定対策	3,200	ひやま漁業協同組合の正組合員及び構成団体等で町内に住所を有する者に対し、漁船保険掛金の一部を助成(助成率3/10)
<b>資源の回復</b>		
サケ海中飼育推進事業	667	ひやま漁業協同組合が取り組むサケ稚魚海中飼育・放流事業に対する補助(補助率1/3)
サケ種苗生産施設運営補助	1,200	サケ種苗生産施設(乙部町)の運営主体であるひやま漁業協同組合に対し、関係5町で運営費を支援(定額補助)
ひやま地域ニシン復興対策	3,066	檜山管内水産振興対策協議会が取り組む稚魚100万尾放流に対する関係6町負担金(江差町166,000尾)
ブルーカーボン推進事業	584	カーボンニュートラルの実現に向け、ブルーカーボン生態系を活用した脱炭素化を推進するため藻場の現状を把握。
<b>資源の増大</b>		
檜山ナマコ栽培漁業定着事業負担金	5,000	檜山管内水産振興対策協議会が取り組む稚ナマコ100万粒放流に対する関係6町負担金(江差町166,700粒)
ナマコ栽培漁業推進	1,300	江差ナマコ協議会が取り組む簡易種苗生産・放流事業に対する補助(補助率1/2)
ウニ栽培漁業推進	1,650	江差磯廻り団体が取り組むエゾバフンウニの種苗購入に対する補助(補助率1/2) 300,000粒を5箇所(泊、大潤、愛宕、津花、五勝手地区)へ放流予定
	2,500	江差磯廻り団体が取り組むキタムラサキウニ深浅移植に対する補助(補助率1/2)
浅海未利用資源増殖(キタムラサキウニ移植放流)試験事業	1,500	港内の岸壁やかもめ島周辺の浅場にいる小さい種苗(未利用資源)を採捕し、放流区を設け放流することで、漁獲に繋がるまでの成長度や密度管理に関する調査を実施するための経費に対する補助(補助率1/2)

主な事業を抜粋し記載しています



エゾバフンウニ放流

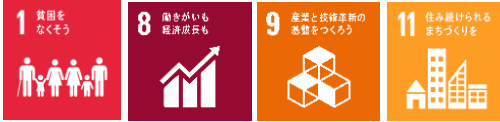


ナマコ採卵作業



# 労働行政・商工業振興に関する主な施策一覧

<産業振興課商工係>



【SDGsとの関連性】

(単位:千円)

事業名	予算額	内容等
<b>労働行政</b>		
檜山地域人材開発センター運営	5,436	・檜山地域人材開発センター及び宿泊棟の運営に係る負担金 ・施設の維持修繕等
<b>商店街の活性化</b>		
がんばる商店街等応援補助	2,000	商工会や商店街等で実施するイベント事業、商店街の集客やイメージアップに有用でまちづくりに寄与する事業、コミュニティプラザえさしを活用した中心市街地の賑わい創出に資する事業、販路拡大事業などの支援
持続可能な商店街づくり事業	1,500	商店街に地域住民が集い、活動するとともに、日常的に商店街を利用することを促進し、「生活を支える街」としての商店街の賑わいの創出を支援 ・スマイル商店街事業(商店街区域におけるコミュニティ活動支援) ・ウェルカム商店街事業(商店街における販売促進キャンペーンの支援、飲食店団体等のキャンペーン等の支援)
<b>商工会活動・取組への支援</b>		
江差商工会補助	8,108	商工会が行う経営改善普及事業等に要する経費(指導員や補助員等の人件費等)の補助
地域活性化支援事業補助	1,430	商工会を中核として小規模事業者の事業の支援体制構築を図るため、江差商工会及び江差町が共同で申請し、令和8年4月からの「第3期経営発達支援計画(令和8年3月末採択予定)」に基づく取組の推進を支援
<b>地域産品の販路拡大等の取組</b>		
産業まつり実行委員会補助	1,358	地場産品の販売と提供を通じ、生産者・流通業者・消費者の交流及び地域特産品・地場産品のPRによる消費拡大を図ることを目的に開催する江差町産業まつりの運営に伴い実行委員会に対する補助金。
<b>公設市場運営の安定化に向けた取組</b>		
檜山卸共同組合事業経営継続支援補助金	2,669	檜山管内唯一の公設卸売市場であり、今後も経営を維持していく観点から現市場の移転に伴う家賃等の経費負担の増加に対する経営継続への支援
小売事業者特別負担金負担軽減対策補助	731	小売店舗の負担軽減を図るため、町内小売店舗が檜山卸共同組合へ納入する特別負担金分(売上×3%)の支援

主な事業を抜粋し記載しています



建設が進められている新たな江差町地方卸売市場



江差商工会によるコミュニティプラザえさしでの活用イベントの様子。施設内を活用し、野菜やお菓子の掴み取り、軽トラ市を開催



## 日本遺産地域活性化推進事業

【追分観光課】

## 1. 概要

地域固有の歴史文化資源の活用を通じて経済効果を生み出すとともに、住民が地元への誇りを再発見・再確認できる機会を創出することによって、地域の活性化を図る。

## 2. 総事業費

17,071千円

## 3. 事業費内訳

## (1) 観光商品化に関する専門家招聘 6,192千円（特別交付税措置対象額 5,900千円）

総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用し、事業を推進する江差町観光まちづくり協議会に対して上記専門家を招聘・派遣して日本遺産体感ツアー等の観光商品化を支援するもの。

➤ 事業費 6,192千円

日本遺産体感  
ガイドツアー



## (2) 江差町観光まちづくり協議会補助 10,879千円（一部地域づくり総合交付金活用予定）

事業の実施主体である江差町観光まちづくり協議会に対する事業費の補助。

## ① 誘客・宣伝事業

日本遺産フェスティバル等PR事業出展

➤ 事業費 2,822千円

## ② 受入・体感環境整備

ガイドダンス施設充実化、VR運用等

➤ 事業費 2,349千円

## ③ 観光事業化

周遊マップ付属クイズ・スタンプラリー運用、日本遺産体感ガイドツアー用物品購入

➤ 事業費 1,740千円

## ④ 普及啓発

啓発物品整備、普及啓発イベント開催

➤ 事業費 398千円

## ⑤ 情報発信

公式WEBサイト運用

➤ 事業費 396千円

## ⑥ 調査・研究

観光事業者・住民満足度調査

➤ 事業費 2,800千円

## ⑦ 一般事務費

➤ 事業費 374千円

周遊マップ  
スタンプラリー

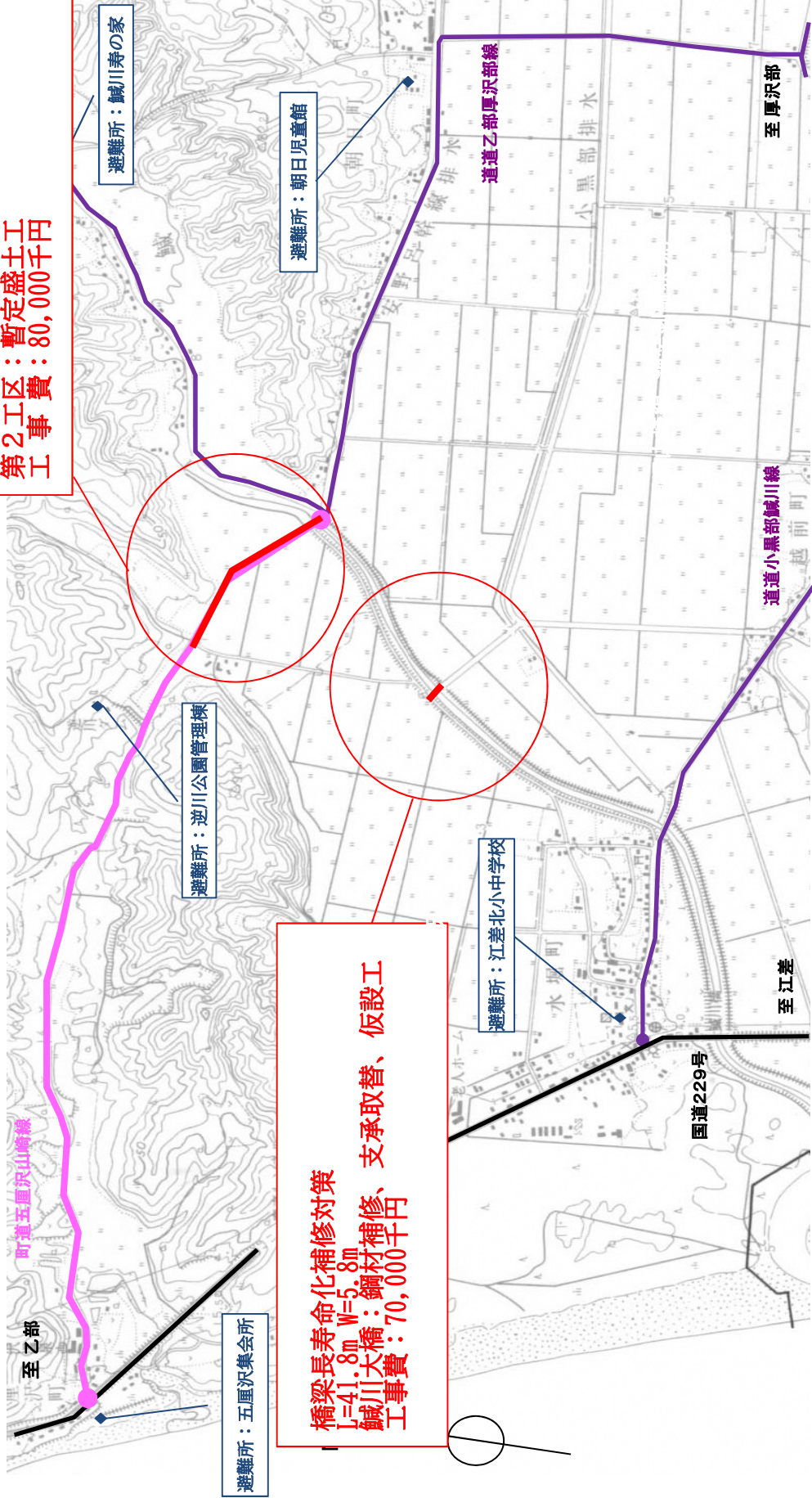
公式  
WEBサイト





令和8年3月定例会資料

町道五厘沢山崎線道路改良工事  
L=0.60km W=7.5m  
第2工区：暫定盛土工  
工事費：80,000千円

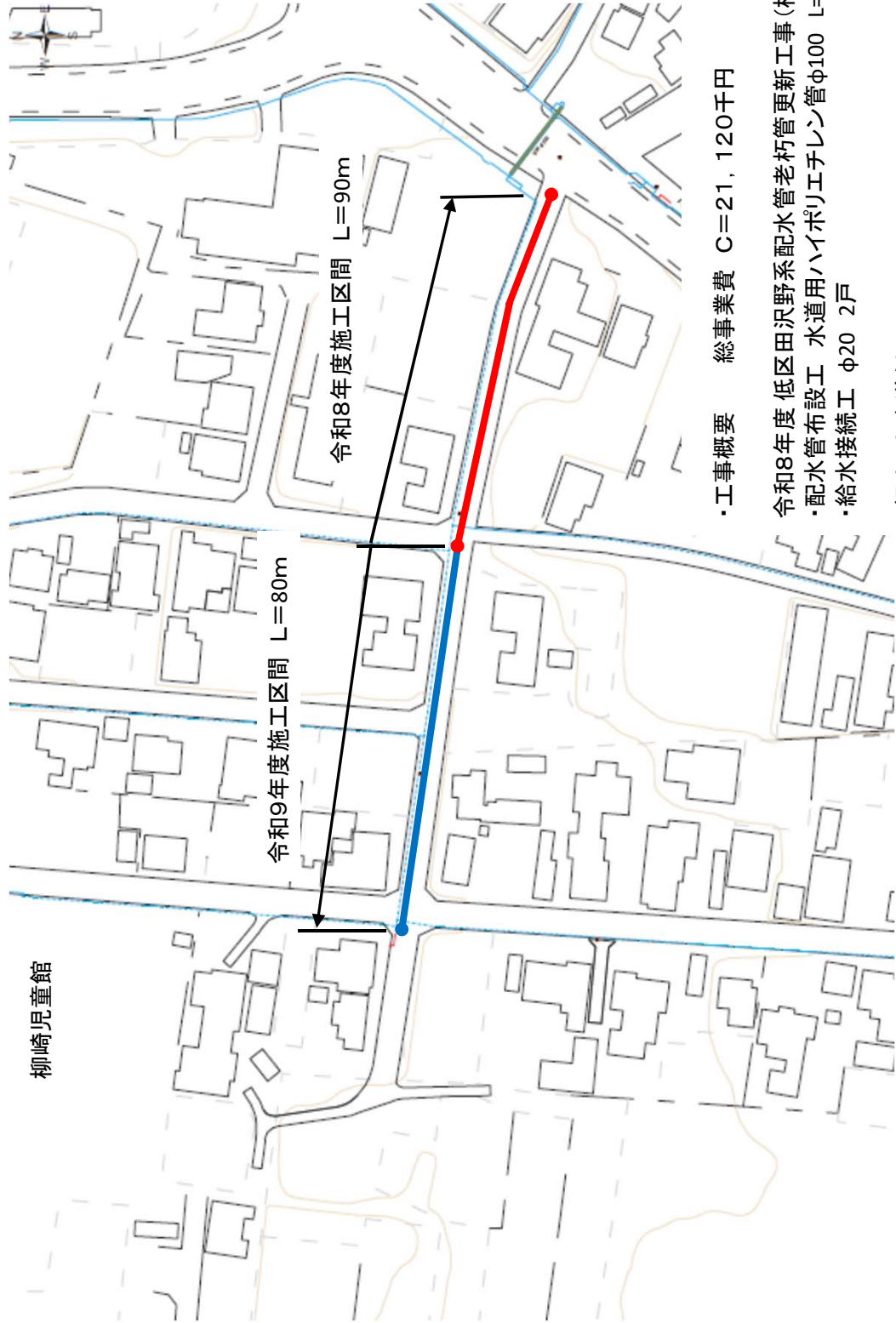


橋梁長寿命化補修対策  
L=41.8m W=5.8m  
鹹川大橋：鋼材補修、支承取替、仮設工  
工事費：70,000千円



「低区田沢野系配水管老朽管更新工事」

※位置図



・工事概要 総事業費 C=21, 120千円

令和8年度 低区田沢野系配水管老朽管更新工事 (柳崎団地中央線)

・配水管布設工 水道用ハイポリエチレン管φ100 L=90m

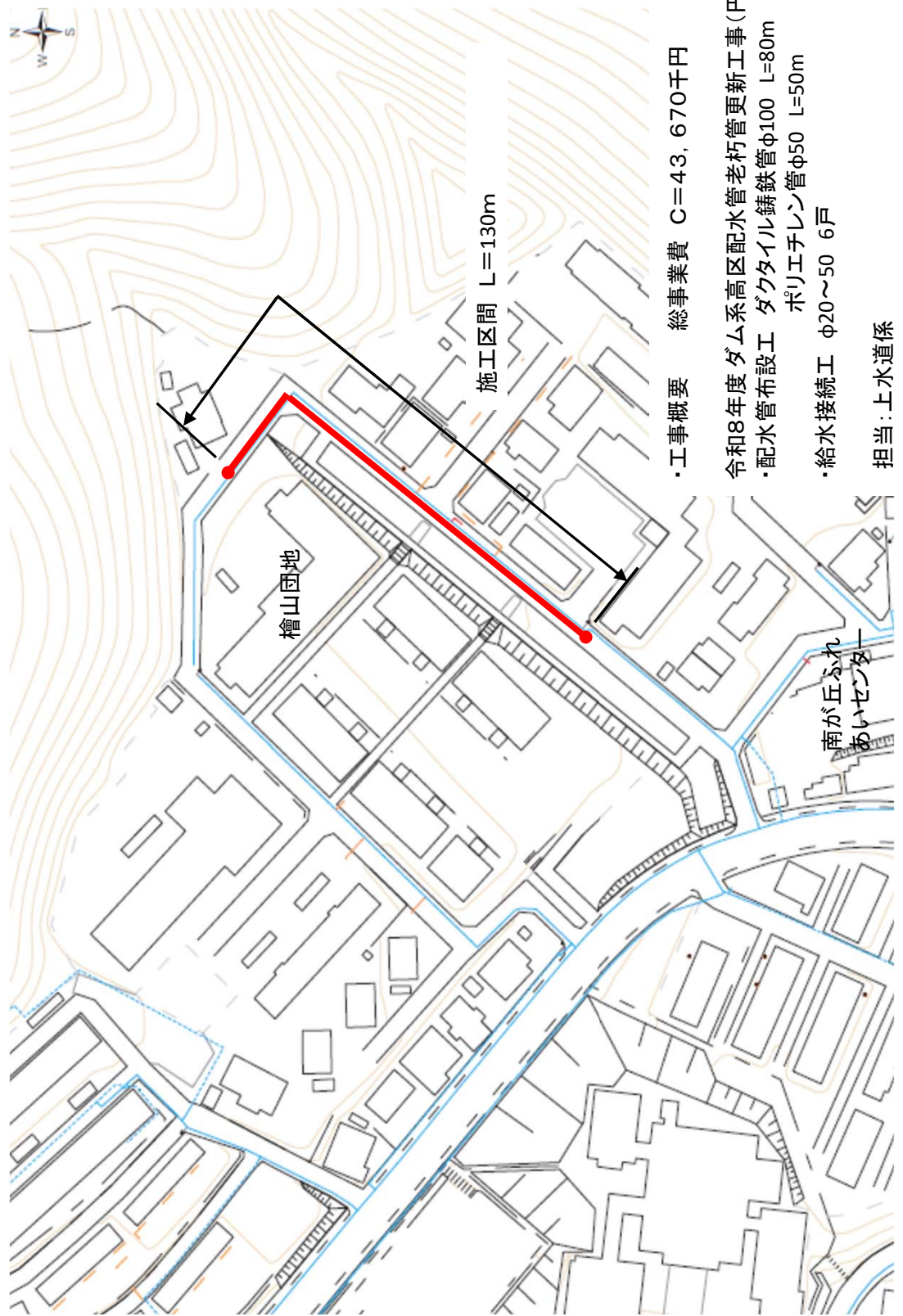
・給水接続工 φ20 2戸

担当: 上水道係



「ダム系高区配水管老朽管更新工事」

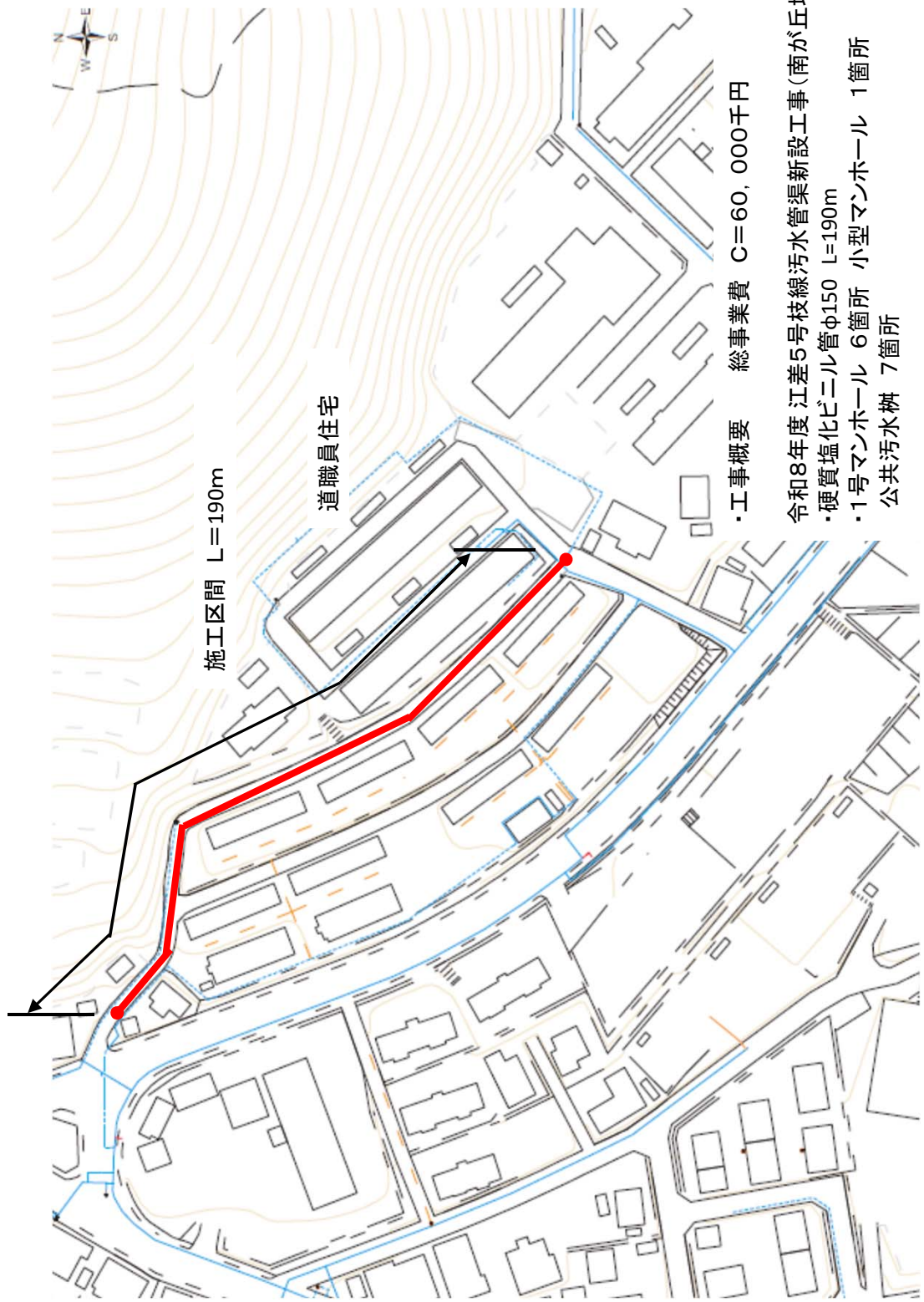
※位置図





「江差5号枝線汚水管渠新設工事(南が丘地区)」

※位置図





## 江差町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）の概要

## 1. 趣旨

子ども・子育て支援法の一部が改正され、令和8年4月から新たな給付として「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が創設されました。

これに伴い、国から「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」（令和7年内閣府令第95号。以下「内閣府令」という。）が示されたことから、当町においても、内閣府令を踏まえ、条例を新たに制定します。

## 2. 条例（案）

「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」において、給付費の支給対象事業者となるためには、児童福祉法による市町村の「認可」とは別に、市町村の「確認」を受ける必要があるため、当該「確認」に当たって、内閣府令で定める基準に従い、又は参酌して運営に関する基準を定めま

## (1) 条例（案）の構成

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条）

## (2) 条例（案）の主な内容 「条例（案）については、議案のとおり」

- ①利用定員に関すること（第3条）
- ②利用者との面談実施に関すること（第4条）
- ③支払い方法に関すること（第12条）
- ④運営規程に関すること（第19条）
- ⑤勤務体制の確保等に関すること（第20条）
- ⑥電磁的記録等に関すること（第33条）

## (3) 施行期日 令和8年4月1日

## 3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

○添付の資料のとおり

# こども誰でも 通園制度

## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 制度概要

### 1. 事業概要

乳児等通園支援業（こども誰でも通園制度）は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する目的で創設され、令和8年4月よりすべての自治体で実施。

### 2. 利用対象者等

0歳6か月以上3歳未満の保育所等へ入園していない子どもで、保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
就労要件あり	保育所、認定こども園（2・3号認定）					
就労要件なし	こども誰でも通園制度 ・月一定時間まで利用可能 ・時間単位の柔軟な利用			幼稚園、認定こども園 （1号認定）幼児教育		

### 3. 事業の実施方法

#### （1）利用パターン

定期利用	柔軟利用
利用する事業所を限定したり、利用する曜日や時間帯を固定する等、特定の事業所を利用する方法	子どもの状況や保護者のニーズに合わせた利用方法 ※子どもに合う事業所を見つけるまでの利用や、里帰り出産におけるきょうだい児の利用等について、柔軟に利用する方法

※利用パターンについては事業所が選択可能

※「通園」制度のため、里帰り出産や子どもに合う事業所を見つけるまでの間の利用以外は、定期利用となると思われる。（保護者と子どもとの関係構築においても効果的と考えられ、事業者としては体制構築において見通しを立てやすく、保育者の確保がしやすい状況になることが期待される）

#### （2）実施方法

余裕活用型	一般型
利用定員の総数に満たない場合において、当該利用定員数から当該利用児童数を除いた数以下の乳幼児を対象として実施が可能。	在園児の保育体制とは別に、設備運営基準に即して従事者1人以上を配置して実施。一般型には、在園児合同実施・専用室独立実施・独立施設実施がある。

#### 4. 江差町実施施設及び実施方法等

##### (1) 実施施設

施設名	住所
江差町立かもめ保育園	江差町字円山 313 番地 20
学校法人函館カトリック学園 幼保連携型認定こども園 江差幼稚園	江差町字新地町 27 番地

##### (2) 実施方法等

区分	内容
実施方法	余裕活用型（かもめ保育園・江差幼稚園）
利用可能時間	子ども 1 人あたり月 10 時間（国基準どおり）
利用料負担	1 時間 300 円（国基準どおり）
キャンセル料	なし

#### 5. 一時保育・子育て支援センターとの違い

区分	こども誰でも通園制度	一時保育（町立保育所）
目的	家庭にいたるだけでは得られない様々な経験を通じて、子どもが成長していくように、子どもの育ちを応援すること	保護者の事情により家庭における保育を受けることが一時的に困難な児童の保育（就労・疾病・介護・看護・心理的又は肉体的な負担の軽減等）
対象者	0 歳 6 か月～満 3 歳未満	1 歳 6 か月～未就学児
料金	1 時間 300 円 ※生活保護世帯：0 円 ※市町村民税所得割合算（77,101 円未満） 要支援家庭：100 円	3 歳未満児（8 時間） 2,000 円 "（4 時間以内） 1,000 円 3 歳以上児（8 時間） 1,200 円 "（4 時間以内） 600 円
利用可能時間	月 10 時間以内	月 12 日以内（8:45～16:45 の間）

区分	子育て支援センター
目的	保育所の機能を活用してすべての子育て家庭の親子を対象に、育児相談や在園児との交流を実施
対象者	小学校就学前の子ども
料金	無料
利用時間	毎週水曜日（1 日 2 時間）
実施場所	たばかぜ保育園

## 6. 利用見込

### 1. 江差町保育園・幼稚園入所見込率<令和8年4月1日現在（見込み）>

区分	就学前児童						
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	12人	22人	22人	27人	18人	28人	129人
かもめ保育園	4人	7人	7人	11人	7人	11人	47人
	33.3%	31.8%	31.8%	40.7%	38.9%	39.3%	36.4%
たばかぜ保育園	人	5人	4人	7人	2人	4人	22人
	0.0%	22.7%	18.2%	25.9%	11.1%	14.3%	17.1%
広域（上ノ国）	人	人	1人	人	人	人	1人
	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%
町立保育園計	4人	12人	12人	18人	9人	15人	70人
	33.3%	54.5%	54.5%	66.7%	50.0%	53.6%	54.3%
江差幼稚園	1人	2人	5人	9人	9人	13人	39人
	8.3%	9.1%	22.7%	33.3%	50.0%	46.4%	30.2%
合計	5人	14人	17人	27人	18人	28人	109人
	41.7%	63.6%	77.3%	100.0%	100.0%	100.0%	84.5%
未入園者	7人	8人	5人	人	人	人	20人
	58.3%	36.4%	22.7%	0.0%	0.0%	0.0%	15.5%

### 2. 未入園者の内、子育て支援センター利用者

※子育て支援センター ⇒ 毎週水曜日2時間日明保育園で無料実施（年齢問わず）

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
子育て支援センター利用者	1人	2人	2人	人	人	人	5人

### ■乳児等通園支援事業利用見込数 ※余裕活用型で実施

区分	利用見込数						
	※上記1の未入園者－上記2の子育て支援センター利用者の差引						
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	6人	6人	3人	人	人	人	15人

①かもめ保育園保育士配置基準に伴う受入可能人数（0歳～2歳） ⇒ 12人

②江差幼稚園保育士配置基準に伴う受入可能人数（0歳～2歳） ⇒ 5人

★江差町全体での受入可能数17人（①+②）

- ・現段階の見込みにおいて、仮に見込数（15人）全員が希望したとしても受入可能。
- ・ただし、年度途中で転入等含め利用希望者が増えた場合は、調整が必要となる。

※余裕活用型は、保育所等において利用児童（入所児童）が定員に達していない場合に、定員の範囲内で受け入れる方法。

## 7. 公定価格

こども誰でも通園制度により子どもを受け入れた際「子ども一人1時間当たり」の基本分単価に各種加算分単価を加えた給付費を施設側に給付することとなる。

なお、公立施設についても普通交付税等の措置ではなく給付費により給付となる。

基本分単価	0歳児 1・2歳児	1,700円（子ども一人1時間当たり） 1,400円（ ” ” ）
加算分単価	① 障害児加算 ② 医療的ケア時加算 ③ 要支援家庭のこども加算 ④ 初回対応加算 ⑤ 生活困窮家庭等負担軽減加算 ⑥ 賃借料加算 ⑦ 特別地域加算 ⑧ 保護者支援面談加算	600円 2,500円 600円 0歳児：1,700円、1・2歳児：1,400円 所得上限等により300円 or 200円上限 200円 300円 1,400円 ※①～⑦は1時間当たり単価 ⑧は1回当たり単価

## 8. 利用方法

### （1）利用申し込み・・・①

利用者から、役場町民福祉課に申請書の提出

### （2）利用決定・・・②

町が申請内容を基に決定→利用者に受給者証を発行する

### （3）事前面談・利用予約・・・③～④

①利用者から、利用希望の園に対し事前面談と利用予約をする

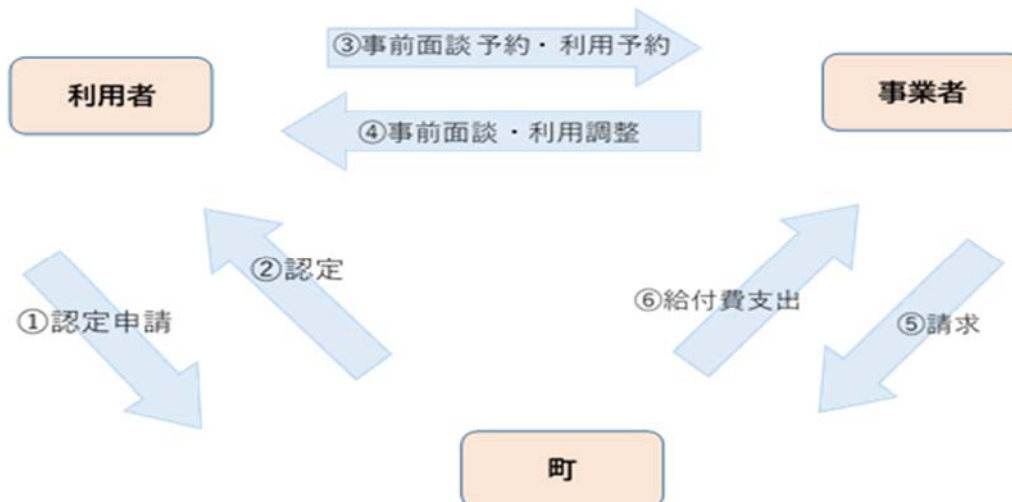
②事前面談（初回のみ）

③利用開始

### （4）請求・・・⑤～⑥

・利用料を利用者へ請求（幼稚園又は町から）

・幼稚園から町へ1か月毎に給付費の請求をする



## 9. 施設の認可について（私立のみ）

(1) 施設と町とで事前協議

(2) 施設から認可申請・確認申請

※確認の申請は、認可の後に行うものであるが、準備行為として認可の申請と同時に確認の申請書類を受け付けることにより、事務の簡略化を行うことが想定されている。

(3) 審査 → 意見聴取 → 認可・確認 → 公示

(用語の説明)

認可申請・・・主に建物や設備等が基準どおりであるかを認可するもの（児福法第 34 条の 15、児福則第 36 条の 36 第 1 項及び第 2 項）

確認申請・・・主に利用定員が基準どおりであることを確認するもの（子子法第 54 条の 2 第 2 項）

意見聴取・・・認可の意見聴取は児童福祉審議会等の意見聴取、確認の意見聴取は子ども・子育て会議等の意見聴取と定められているが、江差町ではどちらも子ども・子育て会議にて意見聴取となる。

江差町地方卸売市場設置条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(名称及び位置) 第2条 市場の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 江差町地方卸売市場 位置 檜山郡江差町字中歌町198番地6</p>	<p>(名称及び位置) 第2条 市場の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 江差町地方卸売市場 位置 桧山郡江差町字姥神町138の1番地</p>



## 江差港マリーナ施設条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>別表（第10条関係）</u> 【別記1 参照】	<u>別表（第10条関係）</u> 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

単位：円

施設区分	単位	年額料金	月額料金	日額（1回）料金	宿泊（1泊）料金 15:00～翌11:00
係留・上架 施設	浮棧橋・物揚場・固定棧橋	48,400	9,630	1,670	—
	斜路	25,770	5,020	1,150	—
	ヨットリフトター	32,260	6,490	1,360	—
陸上施設	ボートヤード	30,800	6,200	1,150	—
	5m未満	61,600	12,300	2,300	—
	5m以上	3,000	—	—	—
屋内施設	駐車場	64,530	12,880	—	—
	艇庫	129,060	25,770	—	—
	5m以上	—	—	—	—
	シャワー室	—	—	200	200
	食堂・休憩室	—	—	520（1時間）	2,930

備考

- 1 暖房を使用している期間の各施設料金は3割増しとする。
- 2 陸上施設で使用する水道使用料は、1時間当たり500円とする。
- 3 江差町以外の者の料金は3割増しとし、更に営利を目的とする使用についての料金は、町内業者は5割増し、町外業者は6割増しとする。ただし、第3条第3号で使用する屋内施設の使用料について適用しない。
- 4 ボートヤードの長さ及び幅の基準は、長さは5mまたは5m×2区画、幅は2.5mとし、船台、推進器等を含む実測とし、長さ及び幅が基準を超え  
る場合はその割合により割り増し料金を徴収するものとする。
- 5 平成15年度から引き続き年額で使用するものに限り、平成16年度の料金が平成15年度に比べて1.15倍を超える場合は上記別表にかかわらず1.15倍の額とし、以後同様に上記別表に定める料金に達するまで1年度当たりの料金の増加額は前年度に比べて1.15倍以内とする。（ただし、浮棧橋、物揚場、固定棧橋、ボートヤード、艇庫に限るものとし、備考4に定める実測により5m未満から5m以上に変更となつた場合は5m以上の艇の例により適用する。）
- 6 宿泊料金につき、上記料金のほか、北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）に定める宿泊税相当額をあわせて徴収する。

【別記1】

改正前

単位：円

施設区分	単位	年額料金	月額料金	日額（1回）料金	宿泊（1泊）料金
係留・上架 施設	浮棧橋・物揚場・固定棧橋	48,400	9,630	1,670	15:00～翌11:00
	斜路	25,770	5,020	1,150	
	ヨットリフター	32,260	6,490	1,360	
陸上施設	ボートヤード	30,800	6,200	1,150	—
		5m未満			
		5m以上	61,600	12,300	2,300
屋内施設	駐車場	3,000	—	—	—
		1台			
		5m未満	64,530	12,880	—
	5m以上	129,060	25,770	—	—
	シャワー室	—	—	200	200
	食堂・休憩室	—	—	520（1時間）	2,930

備考

- 1 暖房を使用している期間の各施設料金は3割増しとする。
  - 2 陸上施設で使用する水道使用料は、1時間当たり500円とする。
  - 3 江差町以外の者の料金は3割増しとし、更に営利を目的とする使用についての料金は、町内業者は5割増し、町外業者は6割増しとする。ただし、第3条第3号で使用する屋内施設の使用料について適用しない。
  - 4 ボートヤードの長さ及び幅の基準は、長さは5mまたは5m×2区画、幅は2.5mとし、船台、推進器等を含む実測とし、長さ及び幅が基準を超える場合はその割合により割り増し料金を徴収するものとする。
  - 5 平成15年度から引き続き年額で使用するものに限り、平成16年度の料金が平成15年度に比べて1.15倍を超える場合は上記別表にかかわらず1.15倍の額とし、以後同様に上記別表に定める料金に達するまで1年度当たりの料金の増加額は前年度に比べて1.15倍以内とする。（ただし、浮棧橋、物揚場、固定棧橋、ボートヤード、艇庫に限るものとし、備考4に定める実測により5m未満から5m以上に変更となつた場合は5m以上の艇の例により適用する。）
-



繁次郎の里簡易宿泊施設設置条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）	
施設名	使用料（1泊1棟）	施設名	使用料（1泊1棟）
繁次郎 番屋	2人まで 7, 260円 3人まで 9, 680円 4人まで 12, 100円	繁次郎 番屋	利用者が4名を超える場合は、超える（幼児を除く。）1人につき 2人まで 6, 600円 3人まで 8, 800円 4人まで 11, 000円
備考：上記使用料のほか、北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）に定める宿泊税相当額をあわせて徴収する。			
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (使用料の特例措置)</p> <p>2 令和8年4月1日から令和8年4月30日までの間、別表の改正規定中「7, 260円」とあるのは「6, 600円」に、「9, 680円」とあるのは「8, 800円」に、「12, 100円」とあるのは「11, 000円」に、「2, 420円」とあるのは「2, 200円」にそれぞれ読み替えるものとする。</p>			



# 江差町過疎地域持続的発展市町村計画 (案)

令和8年度～令和12年度

北海道檜山郡江差町

## 目 次

### 1 基本的な事項

(1) 江差町の概況	- 1 -
(2) 人口及び産業の推移と動向	- 6 -
(3) 行財政の状況	- 9 -
(4) 地域の持続的発展の基本方針	- 13 -
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	- 14 -
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	- 14 -
(7) 計画期間	- 14 -
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	- 14 -

### 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	- 14 -
(2) その対策	- 15 -
(3) 計画	- 15 -

### 3 産業の振興

(1) 現況と問題点	- 16 -
(2) その対策	- 28 -
(3) 計画	- 32 -
(4) 産業振興促進事項	- 34 -
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 34 -

### 4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	- 34 -
(2) その対策	- 35 -
(3) 計画	- 35 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 35 -

### 5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	- 35 -
(2) その対策	- 37 -
(3) 計画	- 38 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 38 -

### 6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	- 39 -
(2) その対策	- 42 -
(3) 計画	- 43 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 43 -

<b>7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b>	
(1) 現況と問題点	- 44 -
(2) その対策	- 48 -
(3) 計画	- 49 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 49 -
<b>8 医療の確保</b>	
(1) 現況と問題点	- 49 -
(2) その対策	- 51 -
(3) 計画	- 51 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 52 -
<b>9 教育の振興</b>	
(1) 現況と問題点	- 52 -
(2) その対策	- 54 -
(3) 計画	- 54 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 55 -
<b>10 集落の整備</b>	
(1) 現況と問題点	- 55 -
(2) その対策	- 55 -
<b>11 地域文化の振興等</b>	
(1) 現況と問題点	- 56 -
(2) その対策	- 56 -
(3) 計画	- 57 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 57 -
<b>12 再生可能エネルギーの利用の推進</b>	
(1) 現況と問題点	- 57 -
(2) その対策	- 58 -
<b>13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</b>	
(1) 現況と問題点	- 58 -
(2) その対策	- 58 -
(3) 計画	- 58 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 58 -

# 1 基本的な事項

## (1) 江差町の概況

### ① 自然・歴史・社会・経済的諸条件の概要

江差町は道南檜山地域の南部に位置し、総面積は 109.53 km<sup>2</sup>（東西約 10 km、南北約 17 km）で、厚沢部川を境として南と北に 2 分されているが、南部は山岳が多く笹山・元山が町界で分水嶺をなし、山麓は丘陵をなして海岸線に迫っており町域の 4 分の 3 を林野が占めている。

河川は渡島半島の分水嶺から発した厚沢部川、田沢川、豊部内川及び楸川等が主な河川となっているが、厚沢部川流域が農耕地となっているほかは、南部側はわずかに小河川の流域と海岸沿いの段丘地が農耕地として利用されているに過ぎず、その大部分は山林地帯となっている。

気候は、日本海の対馬海流の影響を受け、道内でも温暖な地方である。年平均気温は 11℃前後、年降水量はおおよそ 1,100mm、最深積雪は 14cm 前後であるが、11 月から 2 月にかけて日本海からの西または北西風が強く、この期間の平均風速は 5～9 m にもなる。

江差町は北海道において極めて古い歴史を有しており、和人の定住は平安後期で、藤原泰衡の一族が 1189 年に上陸したといわれている。かつて、この地を治めていた松前藩は領地での稲作が難しかったため、蝦夷地特産品の交易を中心とした藩政を行い、1678 年には檜山奉行所を設けた。ニシンとヒノキアスナロは藩財政を支え、北前船の交易によって藩の繁栄を確立し、18 世紀中頃のニシン漁最盛期には多くの廻船問屋や土蔵が軒を連ねており、19 世紀中頃には「江差の五月は江戸にもない」といわれる程の経済繁栄をみた。明治期には政治経済の中心地が函館・札幌に移るに伴い、経済の地盤沈下を余儀なくされたが、1900 年（明治 33 年）に一級町村となっている。その後、1955 年（昭和 30 年）に旧泊村と合併し、現在の町域となっている。

主要幹線道路は厚沢部町、北斗市を經由して函館と連絡する国道 227 号と、松前、北斗市を經由して函館と連絡する国道 228 号が当町において接続している。そして、国道 229 号から分岐して旧熊石町（現八雲町）を經由する国道 277 号は八雲町で国道 5 号と接続している。

また、JR 江差線は昭和 11 年に全線開通して以来、函館を結ぶ基幹交通手段であったが、平成 26 年 5 月 11 日に江差・木古内間が廃線となり、現在は、道道江差・木古内間を代替バスが運行している。

江差港は昭和 4 年に港湾の基礎が築かれて以来、水産物の水揚げ基地として、また、離島奥尻町と結ぶ海上基地として、更には、檜山管内から移出される港湾・漁港建設資材の供給に貢献する内貿基地として檜山管内の中心港となっている。

高規格道路函館・江差自動車道の着実な整備促進や、平成 28 年 3 月 26 日に開業した北海道新幹線により、道南中心都市の函館から道央圏、さらには、本州までの間のスピードアップが図られているが、新幹線駅や主要インターチェンジまでの二次交通や道路交通網の高速化など交通ネットワークの整備が大きな課題となっている。

歴史的に商業の町として発展してきた経過もあり、町の産業構造は第 3 次産業のウエイトが高く、令和 2 年の国勢調査では第 3 次産業就業人口比率 74.0%、第 2 次産業 17.5%、第 1 次産業が 8.5%となっている。全産業分野とも厳しい状況下にあり、固有の産業基盤が脆弱なこともあり、人口数がピークであった昭和 40 年に比較して 48%を超える人口減をみたところである。

## ② 過疎の状況

### ア. 過疎の実態とその原因

当町の国勢調査における人口は昭和40年の15,380人をピークに、昭和60年代前半までは5ヶ年毎に概ね3%～4%台での減少傾向が続いた。その後、平成2年では8.1%、平成7年は7.6%、平成12年は3.0%、平成17年度7.6%と一桁台の減少率を維持してきたが、平成22年11.1%と国勢調査が始まって以来の二桁台の減少率となっており、実際の人口においてもピーク時の昭和40年から令和2年までに7,952人(48.3%)の人口が減少している。

人口の減少は特に15歳未満が顕著であり、特に0～4歳の年齢別人口は昭和40年には1,374人であったものが令和2年には163人と、88.1%も減少し、少子化傾向を明らかに反映している。平成12年の0～14歳階層と同一世代である令和2年の20～34歳階層では1,540人から860人と44.2%の減少で、地域産業が構造的に弱体なことによる若者の流出が顕著である。

これに加えて、昭和60年以降の旧電電公社・専売公社民営化、旧国鉄の分割民営化による組織縮小、行革による国等の出先機関の統合縮小の動きが人口減少に拍車をかけ、平成2年以降の人口減少率急増の要因の一つとなっている。

### イ. これまでの対策と評価

#### <産業部門>

第1次産業基盤を強化するため、農業部門では中山間地域総合整備事業、湛水防除事業、ほ場整備事業及び農用地開発事業、農業基盤整備促進事業(平成24～25年度は農業体質強化基盤整備促進事業)等の各種農業農村整備事業を導入するとともに、水田農業の体質強化、馬鈴薯、野菜、花卉等の産地化を図るための生産集出荷施設の整備、新規作物の導入や栽培技術普及のための試験畑事業を推進してきたところである。また、立茎アスパラガス、高設栽培イチゴを重点作物とし、高収益作物の作付けを奨励する産地生産力強化総合支援事業と共に、農業経営基盤の効率化・安定化を支援する農業経営基盤安定対策事業(農業機械等導入助成事業・農業共済掛金助成)を実施している。さらに、振興作物を主たる営農作物として就農した新規就農対策として、栽培技術・経営ノウハウ等の向上を目的とした指導体制を確立する新規就農者総合支援対策事業を実施してきたほか、就農後、経営が安定するまで最長5年間、給付金を給付する青年就農給付金事業(経営開始型)を実施し、新規就農者の経営安定化を図ってきた。農協対策としては、農協組織の経営体質強化のため檜山南部5農協の広域合併を皮切りにさらに渡島を含めた広域合併を果たしたところである。

林業部門では、町有林の造林・保育を継続的に実施し、森林のもつ公益的機能、多面的機能の保持に努め、保安林の拡充や治山事業を実施し、山地災害の防止を図った。また、町民の森における継続的な植樹・育樹活動の実施や「げんきの森活動」による木育事業の推進により、森林の大切さや森林づくりに対する意識の向上が図られ、郷土樹種である「ヒバ」の重要性について再認識することができた。

漁業部門では、スケトウダラやスルメイカなどの回遊性魚種の資源減少や来遊不振により漁業経営は以前にも増して厳しい状況にある中で、漁業経営の改善を図るべく、沿岸域におけるウニ、ナマコ、ヒラメの種苗放流事業の実施や、ウニの深浅・未利用移植事業、サケマス増殖事業、ニシン復興対策事業に参画するなど増殖事業による資源維持増大に取り組んできた。また、トラウトサーモンの海面養殖試験事業の実施のほか、静穏域を利用したナマコ養殖試験事業に着手するなど新たな技術開発も進めており、町外からも視察に訪れるなど先進事例として注目を浴びている。これら栽培漁業の推進をはじめ、漁港や船揚場など水産基盤施設の整備による漁労環境の改善・流通機能の維持、藻場造成による良好な水産環境の創

出など様々な取組みを通して、漁業経営の安定向上を図っているところである。

第1次産業の生産額は、当町の場合全体の約1割程度であるが、その経営環境の著しい変化に対応すべく基盤安定に努めてきたところであり、農業における農地集約化や漁業における栽培漁業、両者に共通する製品の付加価値事業化、後継者確保に大きな課題を残しながらも、ほ場整備や、荷捌施設等の生産基盤整備を実施してきた。

次に、観光振興については、昭和56年に郷土民芸会館（追分会館）を建設し、江差追分の拠点整備を図りながら、平成2年度の世界追分祭開催を皮切りに海外や国内公演を通じてその普及に努めており、直近では平成31年に江差追分札幌コンサートを開催し「追分のまち」を広く発信しているところである。平成10年には追分会館をリニューアル及び平成30年には多言語化し施設の充実を図った。

令和7年現在、江差追分会は海外支部も含め、115支部、約1,786人の会員数を有し、その普及活動の集大成ともいえる江差追分全国大会は令和6年には第60回の節目を数え、新たな歴史を刻むこととなった。平成9年からは江差追分熟年全国大会及び江差追分少年全国大会も開催されている。

平成2年度にオープンした青少年研修施設「開陽丸」は、平成24年に（一財）民間都市開発推進機構の住民参加型まちづくりファンド拠出金を活用し「えさし海の駅開陽丸」としてリニューアルオープンし、地元特産品の販売を手がける「ぷらっと江差」と連携し、周辺の賑わいの創出に一定程度寄与してきた。現在、新たな道の駅整備に向けた取組みが進められている。

道の新長期総合計画の戦略プロジェクトの一つである歴史を生かしたまちづくり事業は、骨格となる歴史的街並みの再形成が平成8年度に着手され平成17年度に完成し、事業終了している。

これを受け、いにしえ街道拠点整備の一貫として、かつての郡役所で道内に唯一現存し、道指定有形文化財でもある「旧檜山爾志郡役所庁舎」も平成11年3月に復元整備事業を完了するとともに、平成13年には旧役場庁舎を「町会所」としてリメイクするなど、新たな観光集客資源の開発と整備を推進してきている。また、平成22年4月に江差山車会館がオープン及び平成30年には多言語化し、観光客の増加に期待しているところである。

さらに、土蔵群を活用した民間による起業が進み、いにしえ街道沿いの商業の集積に繋がっている。

また、当町は多くの観光資源を抱えているが、滞在型観光のための宿泊施設が不足している状態が続いており、根本的な打開策を検討しなければならない。

当町の商業は歴史的に近隣の町をその圏域として発展してきたが、モータリゼーションによる函館圏への消費流出という厳しい条件下にあって、江差中央商店街地区は道道江差停車場線の整備にあわせ近代化事業を終え、下町商店街の近代化事業も歴まち街道整備と軌を一にして推進され、それとともに平成12年に中心市街地活性化基本計画を策定し、今後の事業実施に大きな効果が期待されていたが、平成18年度の中心市街地活性化法の改正により効力がなくなった。平成27年度には商店街まちづくり事業により市街地中心部に位置していた商業ビルの解体が行われたが、中心市街地の賑わい創出を図るため、令和6年6月に商業ビル跡地を活用し、コミュニティプラザえさし（愛称：エコー）をオープンした。

このほか、平成24年度には江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例を制定し、郊外型大型量販店の進出や町外事業者による新たな宿泊施設がオープンするなど、町内の雇用拡大に努めている。

また、当町の地域自然条件を生かした再生可能エネルギーの活用として、陸上風力発電事業では、平成23年に水堀地区を中心に2,000kw級10基の風力発電施設の設置、令和5年に元山地区の風車を4,200kw級5基のリプレースの支援を行った。太陽光発電では、平成26年に柳崎地区に1,100kw級の太陽光パネル施設、平成27年には五厘沢地区に1,000kw級の太陽光パネル施設と、遊休農地を活用した、太陽光発電施設の民間事業者の進出を支援したところである。

令和5年度には、環境省補助金を活用し再生可能エネルギーの導入促進と景観や豊かな自然環境を保全するため「江差町再生可能エネルギーに係るゾーニング報告書」を取りまとめ、令和6年度にはエネルギー供給地としての地位の確立と持続可能な脱炭素化社会の実現に向けたまちづくりに寄与することを目的とした「江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域の共生に関する条例」を制定した。

### <生活関連部門>

街路整備事業は、昭和50年代から豊川町及び南が丘都市計画街路の整備を図ったほか、道道江差停車場線が平成7年に終了し、平成16年には、道道江差木古内線の一部であるいにしえ街道（3・5・8姥神津花通、3・5・9中歌姥神通）も完成した。国道から市街地へのアクセスばかりではなく市街地内の交通循環も改善され、特に大規模宅地造成によって開発された南が丘地区の市街地一体化と、運動公園等の新たな土地利用を可能とした。

また、港湾整備と連動した下町海岸の埋め立て造成事業は昭和47年から実施され、6.9haの埠頭用地が確保され準工業地区及び工業地区として新たな市街地形成となった。

港湾は、現在、社会資本整備計画により港湾整備事業が進行中であるが、この間マリナー施設整備により平成元年には「はまなす国体ヨット競技」が開催された。平成18年度に新北埠頭を整備し供用開始され、現在は、北埠頭フェリー岸壁工事やかもめ島入口の国道ラウンドアバウト工事に伴う南埠頭港湾道路の整備、南埠頭物揚場の整備が進められているが、今後の港湾整備計画の中で全体的再編整備について、検討されている。

教育文化施設は、江差小学校を皮切りに水堀小中学校の改築を経て、平成8年度には南が丘小学校の改築を終えた。その他、北海道南西沖地震の被害を受けた朝日小中学校体育館は平成6年度に整備を行っている。また、平成14年に日明、水堀、朝日中学校3校を江差北中学校に統合。平成19年度には日明、水堀、朝日小学校を江差北小学校に統合した。

平成21年度には、江差小学校耐震化工事を実施し、児童生徒の安全の確保を図っている。

さらに、平成27年度に江差中学校の改築、令和4年度に学校給食施設の移転改築を終えている。

平成2年度に建設した江差町文化会館は734席の大ホールを有し、広域的な文化芸術の鑑賞の場となっているだけでなく、全国レベルの各種大会やコンベンションの開催を可能としたが、年間を通じた利用促進が課題である。

江差町運動公園ではテニスコートの整備に続き野球場が平成10年度、多目的広場が平成14年度、芝生広場及びサブグラウンドが平成15年度に完成した。また、平成26年度に初めての大規模改修として野球場の得点板を電光化し、令和5年度にはテニスコートの一部をフットサル及びバスケットボールコートに改修した。その他、北海道南西沖地震の被害を受けた水堀町民プールは平成6年度に屋根付きプールとして、平成11年度には温水プールとして改築を行い、利用期間の拡大を行った。

福祉部門では、在宅福祉サービスの拠点施設として平成3年度に老人福祉センター、平成12年度に江差町生きがい交流センター、平成13年度に在宅型総合福祉施設まるやまを建設。平成30年10月に町立の養護老人ホーム（80床）を社会福法人が事業を継承し、令和元年度に同施設の用途廃止後、同法人が新たに養護老人ホーム（70床）を新築移転した。その他、特別養護老人ホーム（130床）建設時における整備事業補助、介護老人保健施設（80床）建設時における元利補助事業を行い高齢者福祉施設の充実を図った。また、町内の集会施設等を介護予防拠点施設として整備・位置づけることで地域での介護予防事業の取組みを推進している。

障害者施設等の整備については、平成元年に社会福祉法人による定員40人の知的障害者更生施設（現：

施設入所支援）が開設され、その後同法人の手により平成8年には授産施設（現：就労継続支援）も新たに開設され、町は建設整備資金の一部を助成している。以降、障害者にかかる法整備や制度改正と共に同法人の通所型の施設やグループホームも町内に整備され、現在は日中活動支援（短期入所も含む）で約250名、グループホームも計250名の利用定員となり近隣町にも利用施設が整備されている。同法人の他には、平成17年に当町と近隣5町で運営費を負担し支援を行っているNPO法人による地域活動支援センターが開設された。

平成10年7月、道立江差病院が移転改築整備され、診療科目の増設、医療機器の高度化、マンパワーの充実が図られ、198床を持つ地域センター病院として、また檜山南部第2次医療圏の中核施設として供用開始された。地域要望の高い脳神経外科診療所が民間医療法人により平成10年度に道立江差病院に隣接し開設され、町は過疎地域における医療福祉の重要性を鑑み、建設整備資金、ふるさと融資などを活用し支援を実施した。さらに道立江差病院に併設する道立江差高等看護学院が平成10年度に開学するなど過疎地の大幅な医療機能の充実はもとより、定住対策を含めた地域振興・活性化が実現したところである。

生活部門では、平成8年度に南部檜山衛生処理組合によるごみ焼却施設の整備を終え、分別収集を開始している。今後は、リサイクルの実施に向け、検討がされているところである。

また、上水道は、長年未給水地区であった鹹川地区が中山間地域総合整備事業（営農飲雑用水整備）により平成12年度中に整備が終了し供用開始となった。連動した水源確保のための上ノ国ダムが平成14年に完成し、第5次拡張計画が終了した。平成19年度には伏木戸地区も給水が可能になった。これにより令和6年度末での水道普及率は、給水人口6,312人、給水区域内人口6,317人となり、99.9%となっている。

下水道事業は平成5年度から整備を進め、平成15年3月から供用開始となった。令和6年度現在、約130haが事業認可区域となっており、令和2年度策定の第7次江差町公共下水道事業計画において事業計画の延伸を行い、下水道整備の拡充を図っている。令和6年度末の下水道普及率については、41.2%となっている。

公園整備では、都市公園として「松の岱公園」「えぞだて公園」「茂尻児童公園」「九艘川公園」「江差町運動公園」を維持管理しているほか、森林公園として「逆川森林公園」、檜山道立自然公園で江差町のシンボルとなっている「かもめ島」にはシャワー設備の温水化や中央遊歩道法面崩落対策等の整備が行われた。

町営住宅では、長寿命化計画に基づき老朽化が進行した「円山第3団地」6棟を解体撤去したほか、「中歌町団地」の外壁、屋根、窓のサッシ化改修を行い住宅の長寿命化を図った。町営住宅の管理戸数は令和7年度末で86棟405戸となっている。

民放ラジオやテレビの難視聴地域の解消にも努めてきたところ、平成6年度において民放テレビの中継局を南部5町共同で設置したほか、町内におけるテレビ中継局は平成7年度に新栄町地区に、平成11年度に円山地区にそれぞれ設置し、2地区合わせて2,055戸のサービス戸数が確保された。平成23年度からの地上デジタル放送対策については、平成22年度に鹹川デジタルテレビ中継局、中歌団地テレビ共聴設備改修、平成23年度に南が丘無線共聴施設を整備している。令和6年度には陣屋町「小平沢地区」14世帯の地上デジタル放送の受信レベルが不安定なことから、受信アンテナ新設及び通信ケーブルを更新した。

また、町内のブロードバンド環境においては、光ファイバ未整備地区があり住民格差が生じていた。これを是正し、教育や医療、農業などの分野において情報通信技術の活用を実現させるための基盤として、

令和2年度に高度無線環境整備推進事業（民設民営一部負担金方式）に着手し、令和4年3月に事業完了した。これにより光ファイバ整備率（F T T H利用可能世帯率）は100%となり、令和6年度中間報告において、Wi-Fi利用世帯数は80世帯、光回線利用数は72回線となっている。

防災の面では、平成8年度までに、消防サイレン遠隔吹鳴装置を整備し、平成9年度に北海道総合行政情報ネットワークの端末局を役場庁舎内に設置するなど防災情報の迅速な伝達が図られた。また、平成26年度から消防サイレン遠隔吹鳴装置を含め、消防救急デジタル無線の整備を行っている。

このように、急激な人口減少に歯止めをかけるまでには至っていないものの、これらの動きを鈍化させることや、歴史的に第3次産業ウエイトが高い地域柄、都市的行政需要が高く、これに対応すべく施策を展開してきたところである。

## ウ. 今後の見通し

厳しい農漁業経営環境に加え、半島地域特有の不利な立地条件のための企業誘致の困難性等、江差町を過疎に追い込んだ諸条件は社会の大きな底流として続くことが想定される。

また、国や道の出先機関の整理縮小の傾向、函館周辺の大規模店舗進出による消費の管外流出等で、当町のサービス産業も衰退傾向にあり、高齢化の一途をたどる地域社会は、生産及び消費活動の両面において一層活力を喪失していく危険性がある。

江差追分を筆頭にした歴史的伝統文化や自然景勝という優れた資源特性を生かし、観光を主軸に交流人口の増加、観光と連携した周辺産業の活性化や、医療福祉の基盤充実を図り、移住、定住促進施策を講ずるなど都市からの流入人口受け入れの条件整備を行い、過疎地域として自立し、持続可能な地域社会を築くことが課題となっている。

### ③ 社会経済的発展の概要

北海道では、圏域を6つに分けて、それぞれの地域で、連携地域別政策展開方針として、主な施策を掲げており、道南地域は、「北海道新幹線の札幌開業を見据えた交流人口・関係人口等の創出・拡大」「地域特性を活かした脱炭素化の推進」「持続可能な農林水産業の展開」「誰もが安心して住み続けられる地域社会の維持」「地域産業の振興と雇用の創出」「縄文遺跡群などを活用した魅力あふれる地域づくり」を重点施策としている。

高速交通ネットワークと情報化の著しい進展により、距離感覚が大きく様変わりしている現在、函館市を中心市として渡島・檜山管内17市町で協定を締結し策定した南北海道定住自立圏共生ビジョンの連携した取組みや、函館市内にある高等教育機関、研究機関等との連携を強めながら、当町の発展の方向づくりを進める必要がある。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

当町の人口ピーク時の昭和40年と令和2年の人口構造の対比は、人口総体では7,952人の減少（▲48.3%）であるが、0歳～14歳人口が4,567人から589人と減少率87.1%と際立っている反面、65歳以上が1,008人から2,846人と182.3%増となっており、少子高齢化が加速的に進行している。

表 1-1 (1) 人口の推移

区分	S35 年度		S40 年度		S45 年度		S50 年度		S55 年度	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	15,366		15,380	0.1	14,896	▲3.1	14,409	▲3.3	13,930	▲3.3
0歳～14歳	5,343		4,567	▲14.5	4,051	▲11.3	3,818	▲5.8	3,342	▲12.5
15歳～64歳	9,108		9,805	7.7	9,764	▲0.4	9,264	▲5.1	9,044	▲2.4
うち 15歳～29歳(a)	3,925		4,134	5.3	3,905	▲5.5	3,252	▲16.7	2,827	▲13.1
65歳以上(b)	915		1,008	10.2	1,081	7.2	1,327	22.8	1,544	16.4
若年者比率(a)/総数	25.5%		26.9%	—	26.2%	—	22.6%	—	20.3%	—
高齢者比率(b)/総数	6.0%		6.6%	—	7.3%	—	9.2%	—	11.1%	—

区分	S60 年度		H02 年度		H07 年度		H12 年度		H17 年度	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	13,313	▲4.4	12,234	▲8.1	11,301	▲7.6	10,959	▲3.0	10,131	▲7.6
0歳～14歳	2,955	▲11.6	2,390	▲19.1	1,885	▲21.1	1,540	▲18.3	1,285	▲16.6
15歳～64歳	8,682	▲4.0	8,012	▲7.7	7,380	▲7.9	7,028	▲4.8	6,617	▲5.8
うち 15歳～29歳(a)	2,375	▲16.0	1,969	▲17.1	1,862	▲5.4	1,806	▲3.0	1,352	▲25.1
65歳以上(b)	1,676	8.5	1,830	9.2	2,036	11.3	2,391	17.4	2,679	12.0
若年者比率(a)/総数	17.8%	—	16.1%	—	16.5%	—	16.5%	—	13.3%	—
高齢者比率(b)/総数	12.6%	—	15.0%	—	18.0%	—	21.8%	—	26.4%	—

区分	H22 年度		H27 年度		R02 年度	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	9,004	▲11.1	8,248	▲8.3	7,428	▲9.9
0歳～14歳	1,041	▲18.9	818	▲21.4	589	▲28.0
15歳～64歳	5,221	▲21.0	4,589	▲12.1	3,950	▲13.9
うち 15歳～29歳(a)	943	▲30.2	1,225	29.9	895	▲26.9
65歳以上(b)	2,742	2.3	2,839	3.5	2,846	0.2
若年者比率(a)/総数	10.4%	—	14.9%	—	12.0%	—
高齢者比率(b)/総数	30.4%	—	34.4%	—	38.3%	—

(国勢調査)

表 1-1 (2) 人口の見通し

	R07年	R12年	R17年	R22年	R27年	R32年	R37年	R42年
江差町 人口目標 (人)	7,342	6,821	6,238	5,802	5,247	4,569	3,846	3,192
R6.6 社人研 推計(人)	6,700	5,961	5,261	4,616	4,005	3,447	2,950	2,493

(第3期江差町人口ビジョン/社人研推計)

産業別人口は、従事者人口が昭和45年の6,623人から令和2年の3,571人と半数程度の就業者数が減少した。産業構造においては、第1次産業就業人口の構成比率が昭和35年の40.4%から令和2年の8.5%まで比較して31.9ポイントの大幅な減少であるが、第2次産業人口比率は概ね18%前後で推移してきている。第3次産業については、令和2年度の構成比が74.0%となっている。特に、サービス業、卸売・小売業、公務の比率が高く、このことが当町を檜山の商業集積の町として性格づけてきたが、平成24年商業統計では商店数は136店で、ピーク時の昭和49年247店から約5割弱の減少、従業者数も664人、ピーク時の昭和57年の1,134人と比較すると41.4%減となっており、景気動向や人口減少の影響を受けやすい構造となっている。

表 1-1 (3) 産業別人口の動向

区分	S35年度		S40年度		S45年度		S50年度		S55年度	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	6,321		6,345	0.4	6,623	4.4	6,181	▲6.7	6,214	0.5
第1次産業 就業人口比率	40.4%		31.2%	—	24.9%	—	19.5%	—	16.2%	—
第2次産業 就業人口比率	17.2%		21.6%	—	21.6%	—	21.3%	—	21.7%	—
第3次産業 就業人口比率	42.8%		47.2%	—	53.5%	—	59.2%	—	61.8%	—

区分	S60年度		H02年度		H07年度		H12年度		H17年度	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	5,996	▲3.5	5,709	▲4.8	5,605	▲1.8	5,337	▲4.8	4,577	▲14.2
第1次産業 就業人口比率	14.4%	—	12.0%	—	9.9%	—	7.8%	—	8.7%	—
第2次産業 就業人口比率	19.2%	—	22.4%	—	22.6%	—	23.0%	—	18.8%	—

第3次産業 就業人口比率	66.4%	—	65.6%	—	67.5%	—	69.1%	—	72.5%	—
-----------------	-------	---	-------	---	-------	---	-------	---	-------	---

区分	H22年度		H27年度		R02年度	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	3,918	▲14.4	3,852	▲1.7	3,571	▲7.3
第1次産業 就業人口比率	9.7%	—	10.4%	—	8.5%	—
第2次産業 就業人口比率	16.1%	—	15.1%	—	17.5%	—
第3次産業 就業人口比率	74.1%	—	73.5%	—	74.0%	—

(国勢調査)

### (3) 行財政の状況

#### ① 行政の状況

当町の令和7年4月1日現在の職員数は103人であるが、業務の見直しや自動化、省力化による行政のスリム化に努めている。昭和48年に土地開発公社を設立し、柳崎地区、南が丘地区及び尾山地区で宅地造成事業を行ったほか昭和62年には一般財団法人開陽丸青少年センターの設立（開陽丸青少年センターの運営）、平成2年には管内10町の出資で第3セクター檜山観光物産振興公社を設立して特産品の販売を行っていたが、平成21年に販売不振による売上が減少し、檜山観光物産振興公社は廃止された。

広域行政については昭和39年に檜山青年の家組合、昭和46年に檜山地区広域圏振興協議会、昭和49年には檜山広域消防組合等の一部事務組合をそれぞれ檜山管内10町で発足し、平成2年にはこれらを発展的に複合事務組合の檜山広域行政組合として再発足させたが、熊石町、八雲町の合併や、大成町、瀬棚町、北檜山町の合併により、構成町は7町となった。また、平成16年には、南檜山地域4町による法定の合併協議会による合併の議論を実施したが、合意に至らず、協議会は解散された。

また、ごみとし尿の共同処理は昭和44年に南部5町（江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・熊石町）で設立した南部檜山衛生処理組合において行っている。

学校給食については上ノ国町、厚沢部町との3町による学校給食組合（昭和45年設立）において行っていたが、厚沢部町が平成29年4月に脱退。令和7年3月に学校給食組合を解散し、江差町が運営の主体を担うこととした。

過疎地域以外の各種振興法による地域指定については、昭和61年に半島振興対策実施区域に指定されている。

#### ② 財政の状況

令和6年度の歳入総額は6,788,930千円、経常一般財源は3,714,789千円で歳入総額に占める割合は54.7%である。一般財源のうち地方税は810,075千円（歳入構成比11.9%）、地方交付税は2,765,891千円（同40.7%）である。地方債は548,491千円（同8.1%）となっている。

歳出総額は6,481,920千円であるが、義務的経費は2,491,190千円（歳出構成比38.4%）と高く、経

常収支比率は 96.8%と極めて弾力性の低い歳出構造となっている。地方債現在高は 5,710,367 千円となっており、財政健全化の取組みにより平成 12 年度のピーク時の 49.2%まで減少しているものの、依然、標準財政規模の 3,463,814 千円の 1.6 倍超と高い水準となっている。残高の減少とともに償還額も減少しているものの、歳出に占める公債費の割合は類似団体と比較しても高く、財政圧迫の要因となっている。

平成 20 年度決算で、実質公債費比率が 28.6%と早期健全化基準を上回り、財政健全化団体となった。このため、財政健全化計画（平成 21～22 年度）を策定し、繰り上げ償還の実施や起債の抑制などの取組みを進めた結果、平成 22 年度決算において実質公債費比率は 24.3%となり、財政健全化団体から脱却した。令和 6 年度決算においては、実質公債費比率は 11.9%となり財政健全化への取組みを進めているものの、全国及び全道の水準からみると依然として高い水準となっている。

表 1-2(1) 市町村財政の状況(普通会計)

(単位:千円)

区分	H17 年度	H22 年度	H27 年度	R02 年度	R06 年度
歳入総額 A	5,495,953	5,446,671	5,769,499	6,485,746	6,788,930
一般財源	3,668,076	3,833,241	3,623,110	3,348,283	3,714,789
国庫支出金	390,460	501,194	534,210	1,590,367	894,080
都道府県支出金	368,696	307,900	315,848	363,180	327,548
地方債	408,100	326,171	469,839	323,733	548,491
(うち過疎対策事業債)	(19,100)	(7,200)	(155,600)	(89,300)	(125,800)
その他	660,621	478,165	826,492	860,183	1,304,022
歳出総額 B	5,383,813	5,048,298	5,424,508	6,241,163	6,481,920
義務的経費	2,751,987	2,567,112	2,231,703	2,315,193	2,491,190
投資的経費	492,535	326,246	391,112	472,662	825,476
(うち普通建設事業)	(491,275)	(297,841)	(391,112)	(472,662)	(825,476)
その他	2,139,291	2,154,940	2,801,693	3,453,308	3,165,254
(過疎対策事業費)	(692,123)	(226,340)	(226,340)	(345,057)	(137,354)
歳入歳出差引額 C(A-B)	112,140	398,373	344,991	244,583	307,010
翌年度へ繰越すべき財源 D	13,753	10,428	27,265	67,365	19,674
実質収支 C-D	98,387	387,945	317,726	177,218	287,336
財 政 力 指 数	0.31	0.26	0.28	0.28	0.25
公 債 費 負 担 比 率	26.8	24.4	17.3	15.1	11.5
実 質 公 債 費 比 率	—	24.3	14.2	15.6	11.9
起 債 制 限 比 率	15.6	—	—	—	—
経 常 収 支 比 率	92.1	83.6	88.5	91.5	96.8
将 来 負 担 比 率	—	162.7	78.6	58.8	49.0
地 方 債 現 在 高	10,582,128	7,468,892	6,289,172	5,470,334	5,710,367

### ③ 施設整備水準の現況と動向

#### ア. 交通通信施設

当町の基幹道路の国道 227 号線及び 228 号線、柳崎町から五厘沢町までの一部 229 号線、道道 4 路線

は全線改良舗装済である。

海岸部の国道の越波対策・視界改良が必要な箇所があるほか、歴まち街路事業に平行する1.1km区間のグレードアップによりゾーン内部道路との一体的整備が望まれる。また、道道については、江差中心部を通る町道と交わる十字路の交通渋滞（新地地区）や、大雨の際、道路排水が溢れ、周辺住宅等が冠水する被害等が発生している（小黒部地区）ため、抜本的な対策が必要である。

町道は304路線、実延長170.1kmでの改良率は37.7%で舗装率も39.7%と低い状況にあるが、ほ場整備内の町道未舗装によるところが大きい。

特に市街地町道の多くは整備後の年数も長く経過していることから改良舗装の必要性が高い部分が多く、適正な維持管理に努めていかなければならない。

農林道は、令和元年度末の町農道延長は5,390m、林道は5,615mとなっている。半島振興計画による代行事業で元山基幹農道の整備が平成14年度で終了した。

## イ. 生活環境施設

上水道の普及率は99.9%であるが、小黒部地域が厚沢部町から給水を受けているほか、平成12年に鰯川地域、平成19年には、未給水地区であった伏木戸地域も給水された。今後は、老朽化した水道管の布設替えが課題となっている。

下水道は、平成13年度の認可変更により130haが事業認可区域となり、平成15年に供用開始がされた。令和6年度現在の供用面積は約110haとなっている。終末処理場については、上ノ国町との共同処理施設として平成14年度末までに完成し共同で維持管理を行いながら供用している。今後は下水道未接続世帯の加入促進に取組み、また、終末処理場については、江差町公共下水道事業ストックマネジメント計画に基づき計画的な改築等を行いながら下水道の適切な維持管理に努める必要がある。

ごみ焼却施設が完成したことにより、南部桧山衛生処理組合での分別収集が平成8年より開始されたが、最終処分場の受入能力について、残余容量が少なくなっていることからリサイクルを一層促進して資源活用とごみ減量化を図らなければならない。

町営住宅は、令和7年度末の町営住宅管理戸数86棟405戸となっている。

しかし、人口減少と高齢化が進行していることに鑑み、適切な管理戸数の見直しや既存住宅の老朽化が進んでいることから、公営住宅長寿化計画に基づく長寿化型改善の必要性が高まってきている。

## ウ. 福祉・医療・保健施設

保育所については、定員割れや施設老朽化により、平成21年に3保育所（とよかわ、かしわぎ、五勝手）を1か所に統合し「かもめ保育園」を新設し、町内の常設保育所は5園から3園体制となった。また、令和8年4月より「日明・水堀」2保育所を統合し新たな保育所を開設予定としており、これにより、町内の常設保育所は2園体制となる。町立幼稚園については令和元年度末に廃園し、令和2年度より私立幼稚園が幼保連携型認定こども園として運営された。幼稚園（幼保連携型認定こども園）、保育所、子育て支援センター、学童保育等の子育て支援施策を実施しているが、少子化傾向に歯止めをかけるためにも、子育て世帯への経済支援、地域全体で子育てができる環境づくりに向け取組みを推進していく。

高齢者福祉施設は、町立養護老人ホーム（80床）を用途廃止し、令和元年12月より社会福祉法人の養護老人ホーム（70床）が事業開始された。その他に町内では社会福祉法人の特別養護老人ホーム（130床）、社会福祉法人のケアハウス（20床）医療法人社団の介護老人保健施設（80床）、有限会社のグループホーム（27床）、有限会社の有料老人ホーム（12床）があり、高齢化を反映して入所希望者は多い。また、平

成3年には老人福祉センターを整備し、平成12年に江差町生きがい交流センター、平成13年には、在宅型総合福祉施設まるやまを開設し、高齢者の在宅福祉の向上に努めている。

障害者福祉施設は、平成元年に社会福祉法人による知的障がい者の更生施設（40人）が整備されているが、平成8年には通所授産施設（40人）も併設された。平成18年の障害者自立支援法の施行により、制度や名称の大きな改正があり、令和6年度には町内に27の知的障がい者のグループホームが整備されている。現在250名の利用者が就労支援や生活介護の日中活動の事業所に通所している。

また、令和3年より、障害者支援施設（旧法知的障害者更生施設）などが、豊川町（旧江差南高校）に移転し、江差町で委託している相談支援事業所も併設され、障がい者の支援・機能充実が図られている。

町内の医療施設は病院2、診療所5、歯科は4診療所があり（病床数262床）（令和2年度北海道保健年報より）、特に道立江差病院は南檜山医療圏のセンター病院として大きな役割を果たしている。

ベッド数198床、神経精神科ほか15診療科目を有する道立江差病院が平成10年に、併設する道立江差高等看護学院の開学とともにセンター病院として供用開始され、檜山南部第2次医療圏の中核施設として位置づけられているところである。平成19年1月から中止されていた分娩が平成26年3月から条件付きで再開されたが、産婦人科医の常勤が困難になり令和2年度から再度分娩が中止となった。

令和元年度には、2次医療圏全体で将来に渡り持続可能な医療提供体制の構築に向けて取り組んでいくための行動方針を策定し、令和2年度には2次医療圏構成町及び町内医療機関で「地域医療連携推進法人南檜山メディカルネットワーク」を設立した。今後、限られた医療資源を効果的・効率的に活用し、持続可能な医療提供体制の構築に向けた取組みを推進していく。

また、道立江差病院に未設置の脳神経外科の診療所が、同病院に隣接して平成10年度に民間医療法人によって整備された。平成21年度からは、地域間の連携のもと、脳疾患救急搬送特別支援事業を実施、脳卒中等の脳疾患の救急受入体制を確保している。さらに平成27年度2月からは道南ドクターヘリが運行を開始し、救急医療体制が整備された。

檜山管内7町で構成される檜山広域行政組合江差消防署として、昭和63年に現在の消防庁舎へ改築整備を終え、職員総数22名で消防業務を推進している。老朽化した各分団庁舎や消防車両の更新、消火栓・防火水槽の更新や近年の気密・高性能建物に対応した消防力の整備が課題である。特に、年々増加している救急事案に対しては平成27年度と令和3年度に、保有している2台の救急車をそれぞれ更新し、多種多様化する救急事案に対応している。

## エ. 教育文化施設

学校施設は、児童生徒数の減少により、平成14年度に北部3中学校（水堀、日明、朝日）を江差北中学校として1校統合し、同じく平成19年度には、老朽化が進む北部地域の日明小学校と朝日小学校を水堀小学校とあわせて江差北小学校として統合した。現在、学校施設は私立幼稚園（幼保連携型認定こども園）1園、町立小学校3校、町立中学校2校、道立高等学校1校となっている。江差中学校は、平成26年度に校舎と体育館の改築整備、平成27年度にグラウンド整備を終えた。道立江差南高等学校は平成18年に廃止され道立江差高等学校に統合された。

学校給食施設は、昭和46年3月に建設されて以来50年が経過し老朽化が進んでいたため、施設の移転改築に向け令和2年度から用地測量・地質調査・基本構想の策定等に着手し、令和4年7月に完成した。

平成2年に建設された江差町文化会館は大ホール（734席）と小ホール、図書館をもち、特に大ホールは近隣町民も含めた文化芸能の鑑賞機会を高めることに効果を発揮している。

スポーツ施設はプロ野球公式戦が可能な野球場をはじめ、陸上競技場と全天候型コート4面のテニスコートなどからなる運動公園が平成15年度に完成し、平成26年度に初めての大規模改修として野球場の得点板を電光化し、令和5年度にはテニスコート2面をフットサルコートとバスケットボールコートに改修した。また、全国規模の大会が開催可能なマリーナ施設や水堀町民プールの整備を終えており、町民の運動機会確保とともに合宿や大会の誘致も見据えたスポーツ施設の環境整備を図ってきた。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	S55年度	H02年度	H12年度	H22年度	R02年度
市町村道(km)	166.2	165.1	171.8	168.6	169.9
改良率(%)	25.8	19.8	35.1	37.2	37.5
舗装率(%)	23.4	27.6	36.9	39.1	39.4
農道 延長(m)	—	—	—	10,753	—
耕地1ha 当たり農道延長(m)	32.8	35.2	4.1	—	—
林道 延長(m)	—	—	—	5,615	5,615
林野1ha 当たり林道延長(m)	10.5	8.6	3.4	—	1.2
水道普及率(%)	99.8	99.6	99.9	99.9	99.9
水洗化率(%)	—	—	—	—	57.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数	24.5	29.6	30.0	30.9	35.3

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

北海道過疎地域持続的発展方針では「過疎地域の公益的、多面的機能を一層発揮し、今後の過疎地域の暮らしを持続的に発展していくためには、これまでの過疎対策の継続はもとより、北海道総合計画や北海道創生総合戦略などとの整合性を図り、地域資源を持続可能な形で活用しながら基幹産業の整備や生活環境の基盤整備をはじめ、身近な生活交通の確保、集落の維持・活性化対策、人材育成・確保への支援など様々な支援策を推進するほか、関係人口の創出に向けた「北海道ワーケーション」や二地域居住の推進をはじめ、デジタル技術や「北海道 Society5.0」の実現に向けた未来技術を活用した取組み、SDGs達成に向けた取組み、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた地域づくりや担い手・働く場所の確保など、新たな過疎対策の視点も加え、行政・地域コミュニティ・NPO・企業・大学や地域おこし協力隊など、多様な主体の協働・連携により地域固有の特性や多彩な地域資源などのポテンシャルを生かして持続的に発展する地域社会の構築を進めます。」となっている。

これを踏まえ、当町の持続的発展の基本方針としては、第6次江差町総合計画の基本構想との整合性を視野に、第3期江差町人口ビジョンやデジタル田園都市構想総合戦略、さらには各種個別計画との連動を意識し、地域住民が、安全で、安心を実感できる暮らしと、豊富な地域資源の有効的な活用による雇用の創出や産業振興を図り、その担い手として若者や高齢者、女性など様々な年齢層及び行政、各町内会等のコミュニティ、地元企業等の多様な実施主体の連携、協働により、過疎地域における豊かで個性的な地域として、持続発展可能な地域社会の創造を目指していくことを基本方針とする。

その中でも、江差町としての重点方針としては、「誇りある暮らしを未来へ紡ぎ、みんなでつくる自分たちごとのまちづくりエエ町、江差。」を目指すまちの姿として「経済基盤を持続させる産業の振興」「あたたかなつながりのある地域・ひとづくり」「住民が元気に安心して暮らせる生活環境づくり」「住民とともにあり続ける行政運営」の4つを基本目標としている。観光を基軸とした交流人口の拡大による一次

産業の振興を図り、就業や雇用の機会を確保することや、住み慣れた地域で生涯いきいきと暮らしていけるための地域共生のまちの形成、また、誰もが安心して暮らせるために住宅や道路、公共施設の維持・整備、防災対策を強化していくことにより住み続けたいと思えるようなまちを形成していく。これらを含めた持続的なまちを形成していくために、行政運営への住民の参加や公民連携の視点は不可欠であることから、住民とともに取組み、持続的に運営していくための協働・共創のまちづくりに取り組んでいく。

## (5) 地域の持続的発展のための基本目標

### 【人口目標】

第3期江差町人口ビジョンにおいて、令和12年度総人口目標を6,821人とし、高齢化率は38.0%を目標としていることから、本計画においても同様の目標とする。

## (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

事業完了の翌年度に江差町総合計画等検証委員会等による外部評価を実施する。

## (7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とする。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

江差町の人口は、今後減少が続くことが予測され、これまで需要の増大に応じて整備を進めてきた公共施設等が、老朽化による更新時期の到来や、大規模災害への対応が必要となるなか、財政状況の厳しさが続いていることも踏まえ、人口減少に応じた計画的な更新・統廃合・長寿命化等の検討、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適な配置の実現が必要となっている。

このことから、公共施設等の全体像を明らかにし、様々な社会情勢を踏まえ、長期的な視点を持って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的に江差町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定した。

この総合管理計画で定める公共施設等の整備や維持・管理についての基本方針と整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ① 移住・定住

当町の人口移動は、都市部である札幌市・函館市との間での転出入が多く、若者世代の流出により、様々な分野において担い手が不足しており、産業構造にも影響を与えている。なかでも2次産業や卸売小売業の就労者が顕著に減少しているため、地域経済の発展にも影響があると考えられる。町外からの担い手などの移住者を呼び込むために、地域おこし協力隊制度を活用しており、令和7年度には農業分野で1名採用し、地域農業を担ってもらうことを見据えて、農業者と一緒に農作業を通じて地域農業の課題の洗い出しや持続可能な農業振興に取り組む予定である。

また、地方を訪れ休暇を兼ねて仕事を行うワーケーション（ワーク＋バケーション）が着目されており、北海道が持ち合わせる自然文化と触れ合うことは、心身のリフレッシュや新たな発想に繋がることから、

首都圏企業のニーズが高いとされている。

こうした傾向を踏まえ、当町は令和2年5月に北海道が主催する「北海道型ワーケーション事業」へ参画。全道で138市町村が参画しており、広域的な取組みとして当町は函館市及び今金町と道南グループとして周遊モデルプランを策定。

今後も継続して本事業に参画することとし、かもめ島を中心とした自然環境や歴史文化とワーク環境を混ぜ合わせた江差町独自のワーケーションプランの策定を推進するなど、関係・交流人口の増加や担い手の確保、消費需要創出に取り組んでいく。

## ② 地域間交流

江差町はその歴史文化の育みの中から、北前船や江差追分をテーマにした全国交流を行ってきた。過疎地域の戦略が交流人口の増にシフトしている現代、江差町はその素地を充分もっていると言っても過言ではないが、行政レベルだけにとどまらず町民レベルにまで交流が浸透し、文化や歴史が息づく交流とさせ、真のネットワークに発展させる必要がある。

### (2) その対策

#### ① 移住・定住

- ・地域おこし協力隊の採用
- ・ワーケーションに伴うテレワーク環境の整備

#### ② 地域間交流

- ・友好都市提携能登半島（珠洲市）との交流促進
- ・地域連携協定（東近江市）による地域振興及び災害時の応援体制構築
- ・災害時における相互の応援に関する協定（大磯町）による災害時の応援体制構築

### (3) 計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	実施主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	北海道型ワーケーション事業	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	子育て世帯マイホーム取得助成事業 【事業内容】 ・住宅を取得した子育て世帯に対し助成金を交付し、定住の促進及び地域経済の活性化を図る。 【必要性】 ・地域活力維持のため人材の定着化・定住を推進し、町の活性化を図るため。	町	

			<p>【効果】</p> <p>・転出者の抑制などの定住促進効果による住みやすいまちづくりの推進と町内業者を活用した助成制度による地域経済の活性化が図られる。</p>		
--	--	--	--	--	--

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ① 農林業

2020年農林業センサスによれば、令和2年の江差町の農家戸数は79戸、農業就業人口は159人で、昭和60年と比較して戸数・就業人口ともに大幅に減少している。

経営面積は553haで昭和60年のピーク時1,013haと比較すると、460haの減となっており、田・畑ともに減少している。一戸あたりの面積では2.6haから7.0haと2.7倍に増加し、担い手への農用地の集積化が図られている一方で、担い手不足の急激な進行による農地の大量供給実態が顕著に現れている。

経営耕地面積別農家数で見ると、10ha未満の小規模農家数の大幅な減少傾向と10ha以上の大規模農家数の横ばいの傾向であり、高齢化や後継者不足、耕地の集約化に伴う小規模農家の離農の状況がみられる。農業従事者を見ると、総数159人の内約7割の114人が60歳以上である一方、主力となるべき40歳未満の従事者が5名と極めて少なく、担い手確保・育成が深刻な課題となっている。

現在、地域農業を取り巻く環境は、安心・安全を求める消費者意識、国策としての農地中間管理事業の推進（担い手への農地集約化）、農業者の高齢化と担い手不足、低い農業生産額などの諸課題に直面しているほか、町内北部のほ場は、昭和50年代から行われた道営ほ場整備事業・かんがい排水事業にて整備された30R区画を標準としたほ場が作業効率を妨げており、用水路の老朽化による漏水や排水路の切深不足による排水機能障害などの問題が生じている。これらの諸課題に対して、施設等保全高度化事業（道営事業）において、ほ場の大区画化や排水改良等の農地や農業水利施設を機動的かつ効率的に整備を行い、あわせて担い手への農地を集積することによって大型機械による作業効率の向上や生産性の向上を図り、生産効率の高い競争力のある農業経営の確立を目指す。また、地域農業の「未来の設計図」となる地域計画を基礎とした町内農業関係者の話し合いを通じ、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう持続可能な営農環境と生活環境を整備して、安全で安心な食の提供と将来にわたり活力のある農業農村づくりを推進していかなければならない。

また、経営所得安定対策の対応についても、農業振興の課題解決に向けた施策と連携し、地域の産業振興となる取組みを推進していく必要がある。

林業については、森林面積が町総面積の約72%にあたる7,821ha（令和5年度北海道林業統計）で、そのうち国有林3,040ha（約39%）、一般民有林4,780ha（約61%）で、一般民有林のうち町有林は1,062ha（約22%）である。

森林蓄積は1,455千m<sup>3</sup>で国有林530千m<sup>3</sup>、民有林924千m<sup>3</sup>である。

一般民有林の内、スギ、トドマツを主体とした人工林面積は2,008haであり人工林率は約42%であるが50年生以下が全体の約40%を占め（811ha）ている。また、江差町町民の森では、平成9年から

町木であるヒノキアスナロを植栽（現在約1万本）しており、植栽を継続的に実施するとともに、今後適正な保育を実施していくことが重要な課題である。

【農家戸数及び農家人口の推移】

区分	S60年	H02年	H07年	H12年	H17年	H22年	H27年	R02年
農家世帯数(人)	1,647	1,263	790	846	591	375	288	190
農業就業(人)	600	492	356	283	281	206	201	159
農家戸数(戸)	392	321	221	185	184	152	108	79
経営面積(ha)	1,013	907	866	927	971	1,011	780	553
田	800	728	734	807	807	707	626	407
畑	213	176	132	164	164	215	150	145
樹園	—	3	—	—	—	—	4	1
1戸当り耕地面積(ha)	2.6	2.8	3.9	5	5.1	6.7	7.2	7.0

(農林業センサス)

【経営耕地面積別農家数】

区分	経営耕地面積(ha)								
	0.1~0.3	0.3~1	1~3	3~5	5~7.5	7.5~10	10~15	15~20	20.0~
S60年	69	82	109	63	44	14	10	1	
H02年	71	55	79	52	11	11	14	1	
H07年	19	35	61	38	30	16	19	3	
H12年	2	32	47	33	31	12	19	6	3
H17年	1	47	48	27		33		22	6
H22年	2	27	29	21		24		21	9
H27年	1	20	23	17		27		14	6
R02年	2	10	18	13		19		11	6

(農林業センサス)

【年齢層別農業就業人口】(令和2年現在)

区分	~29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
人数(人)	0	5	11	8	35	100	159
比率(%)	0	3.1	6.9	5.0	22.0	63.0	100.0

(農林業センサス)

## 【生産量と生産額の推移】

(生産単位額：百万円)

区分	S60 年度			H02 年度			H07 年度		
	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額
米	642	3,170	909	587	2,980	752	618	2,880	720
雑穀・豆类	101	176	66	130	217	57	70	92	29
いも類	107	2,180	102	10	260	120	130	3,070	209
野菜類	—	—	170	—	—	136	—	—	228
その他	—	—	169	—	—	125	—	—	82
合計	850	5,526	1,416	727	3,457	1,190	818	6,042	1,268

区分	H14 年度			H17 年度			H19 年度		
	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額
米	377	1,830	350	305	1,590	280	280	1,130	154
雑穀・豆类	185	250	80	237	431	120	85	225	37
いも類	172	5,850	370	80	2,510	150	109	1,913	111
野菜類	—	—	110	—	—	120	—	—	106
その他	—	—	70	—	—	30	—	—	84
合計	734	7,930	980	622	4,531	700	474	3,268	492

区分	H21 年度			H22 年度			H23 年度		
	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額
米	266	1,260	190	287	1,300	非公表	274	1,400	非公表
雑穀・豆类	144	119	23	55	95	非公表	114	160	非公表
いも類	43	923	144	100	2,320	非公表	90	2,180	非公表
野菜類	—	—	148	—	—	非公表	54	523	非公表
その他	—	—	68	—	—	非公表	—	—	非公表
合計	453	2,302	573	442	3,715	—	532	4,263	—

区分	H24 年度			H25 年度			H26 年度		
	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額
米	260	1,380	非公表	270	1,430	非公表	264	1,400	非公表
雑穀・豆类	103	158	非公表	96	162	非公表	115	155	非公表
いも類	101	2,500	非公表	90	2,030	非公表	—	—	非公表
野菜類	64	706	非公表	62	663	非公表	—	—	非公表
その他	—	—	非公表	—	—	非公表	—	—	非公表
合計	528	4,744	—	518	4,285	—	379	1,555	—

区分	H27 年度			H28 年度			H29 年度		
	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額
米	266	1,280	非公表	239	1,220	非公表	239	1,220	非公表
雑穀・豆類	139	290	非公表	152	269	非公表	157	290	非公表
いも類	—	—	非公表	—	—	非公表	—	—	非公表
野菜類	—	—	非公表	—	—	非公表	—	—	非公表
その他	—	—	非公表	—	—	非公表	—	—	非公表
合計	405	1,570	—	391	1,489	—	396	1,510	—

区分	H30 年度			R 元年度			R02 年度		
	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額
米	247	1,170	非公表	248	1,300	非公表	243	1,270	非公表
雑穀・豆類	149	91	非公表	182	480	非公表	158	256	非公表
いも類	—	—	非公表	—	—	非公表	—	—	非公表
野菜類	—	—	非公表	—	—	非公表	—	—	非公表
その他	—	—	非公表	—	—	非公表	—	—	非公表
合計	396	1,261	—	430	1,780	—	401	1,526	—

区分	R03 年度			R04 年度			R05 年度		
	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額	作付面積 (ha)	生産量 (t)	生産額
米	230	1,240	非公表	217	1,120	非公表	213	1,110	非公表
雑穀・豆類	164	387	非公表	198	180	非公表	180	383	非公表
いも類	—	—	非公表	—	—	非公表	—	—	非公表
野菜類	—	—	非公表	—	—	非公表	—	—	非公表
その他	—	—	非公表	—	—	非公表	—	—	非公表
合計	394	1,627	—	415	1,300	—	393	1,503	—

(北海道農林水産統計年報)

林業情勢においては、森林所有者の経営意欲の減退、高齢化などにより、適切な森林整備が行われていない人工林が増加傾向にあるため、今後は森林環境譲与税を活用しながら、私有林の森林整備を推進する必要があり、そのためには、森林の適正管理に向け、檜山南部森林組合をはじめとする林業事業体の体質強化・支援が必要な状況となっている。

また、植樹・育樹活動の継続的な取組みや森林環境教育の充実を図り、町内における「木育」を推進するとともに、町民の森、柳崎生活環境保全林の適切な管理に努める必要がある。

【所有形態別森林面積等】(令和5年)

区分	総数	国有林	一般民有林
森林面積(ha)	7,821	3,040	4,780
森林蓄積(m <sup>3</sup> )	1,455	530	924

(北海道林業統計)

## ② 水産業

江差町における漁業従事者数は、昭和 60 年には 198 名であったが、平成 12 年には 134 名まで減少した。その後緩やかに増加し、平成 20 年 170 名まで増加したものの、その後減少傾向をたどり令和 5 年には 55 名となっている。令和 5 年の漁業従事者年齢構成では、60 歳以上が 60%、60 歳未満が 40%となり、平成 25 年の 60 歳以上 48%、60 歳未満 52%と比較しても、漁業従事者の高齢化が目立ってきている。一方、漁業経営体数は昭和 60 年に 132 経営体であったが、令和 5 年には 48 経営体と 64%の減少となっている。また、経営体階層では約 80%が 5t 未満船であり、担い手の減少、経営規模の縮小による漁村の活力低下が危惧される現状にある。

令和 5 年における漁業生産高（属地）は 508 t、約 4 億円となっている。江差地域における 1 経営体当たりには換算すると漁業生産高は約 830 万円である。当町の主要な漁業は、いか釣り漁業とすけとうだら延縄漁業の 2 つであったが、平成 20 年には生産量で 60%、金額では 41%を占め資源の著しい減少により総漁獲可能量（TAC）も削減され、すけとうだら延縄漁業については、現在、ひやま漁業協同組合本所のある乙部町に集約され、水揚げされている。また、いか釣り漁業については総漁獲可能量削減に伴い、すけとうだら延縄漁業からいか釣り漁業への専門化を図り、操業形態も変えてきたものの、沿岸来遊量や魚価の変動に影響されやすく、近年は全国的な来遊不振の影響を受けている。これら漁船漁業の振興も課題であるが、回遊性魚種は産卵海域が限られていることや、広範囲を回遊するため一地域での漁獲管理のみでは資源回復が難しいこともあり、栽培漁業・養殖業の重要性が増している。近年、檜山管内でも静穏域を活用したサケマス類の海面養殖試験が実施されており、当町でも令和 4 年度からトラウトサーモンの海面養殖事業に着手している。

江差海域においては、藻場造成による良好な水産環境の創出や、漁場整備による魚礁の設置、栽培漁業の推進による安定した生産基盤の確立を目指してきたが、従事者の高齢化が進んでいる現状において、次世代の担い手にとっても魅力ある前浜資源づくりとその利用策が課題となっている。

ナマコについては、好調な中国景気に支えられ単価の高騰が続いていたことから、高品質のナマコを安定供給するべく、種苗生産・放流による増殖事業に加え、令和 2 年 4 月には、檜山海参（ヒヤマハイシェン）Hiyama Haishen として特定農林水産物等（日本地理的表示 GI）に登録され、ブランド化を図るなど注目されてきたが、近年のアルプス処理水に伴う日本水産物輸入禁止等の影響による単価の下落など、先行き不透明であり持続性といったところでは懸念が残る。

地域漁業の中核である漁業協同組合については、平成 7 年に広域合併により「ひやま漁業協同組合」に再編され、管内一丸となって経営健全化に努めてきたところであるが、担い手の減少や水揚げの減少などにより厳しい経営を余儀なくされている。水産業の発展と漁村を中心とした地域振興の推進には、旗振り役としての漁協の指導力が必要不可欠であることから、組織体制の維持・強化が求められるところである。

水産基盤施設については、流通拠点である江差港（地方港湾）、江差追分漁港泊地区及び五勝手地区において漁獲物の陸揚げが行われている。拠点港である江差港については、社会資本整備長期計画での新埠頭完成後における港湾機能の再編検討が重要な課題となっており、活魚集荷による付加価値向上策や、観光との連携や地場消費拡大など、独白色を出した流通・販売体制も求められる。

江差追分漁港（泊地区・五勝手地区）については、港内への土砂流入による埋塞や施設の老朽化による機能低下が見受けられることから、平成 28 年度より漁港整備事業（予防保全・機能強化）により江差追分漁港整備を実施している。

【漁業経営体の推移】

区分	S60年	H02年	H07年	H12年	H15年	H20年	H25年	H30年	R05年
漁業経営体数	132	96	107	88	95	86	74	60	48
無動力	—	—	—	—	—	—	—	—	4
1t未満	24	7	7	5	9	—	—	—	2
1～3t未満	41	31	30	27	27	23	16	12	8
3～5t未満	29	26	30	22	23	27	22	21	13
5～10t未満	7	7	6	6	3	3	3	4	4
10～20t未満	8	7	17	18	13	13	10	5	6
20t以上	10	10	2	2	1	1	3	2	—
大型定置網	12	1	—	5	9	9	—	—	—
小型定置網	—	5	14	1	1	1	2	2	3
その他	—	2	—	2	1	1	6	5	8

(漁業センサス)

【年代別漁業従事者数推移】

区分	S60年	H02年	H07年	H12年	H15年	H20年	H25年	H30年	R05年
19歳以下	4	1	—	—	—	3	2	1	—
20～29歳以下	10	6	15	13	5	4	2	4	3
30～39歳以下	26	25	9	11	21	27	11	5	2
40～49歳以下	58	37	29	24	13	24	23	13	6
50～59歳以下	45	54	47	30	32	40	17	22	11
60歳以上	55	40	49	56	73	72	51	49	33
合計	198	163	149	134	144	170	106	95	55

(漁業センサス)

【生産量と生産額の推移】

区分	H07年		H10年		H14年	
	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)
魚類	5,199	1,018,991	3,584	711,513	3,960	1,009,667
水産動物	1,457	466,817	1,431	533,042	2,220	607,668
貝類	10	1,365	62	44,740	12	21,027
海藻類	10	1,365	3	4,078	1	1,992
合計	6,835	1,600,058	5,080	1,293,373	6,193	1,640,354

区分	H21 年		H22 年		H23 年	
	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)
魚類	1,043	232,613	1,003	190,144	362	120,811
水産動物	1,645	617,420	1,361	653,537	1,703	739,145
貝類	63	51,229	66	43,008	57	38,657
海藻類	1	1,812	1	2,380	2	5,490
合計	2,752	903,074	2,431	889,069	2,125	904,102

区分	H24 年		H25 年		H26 年	
	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)
魚類	418	114,650	386	112,468	227	95,887
水産動物	1,350	513,910	1,194	576,618	1,264	580,794
貝類	10	8,510	8	10,535	6	10,102
海藻類	3	4,544	0	3,999	3	5,442
合計	1,782	641,613	1,589	703,620	1,500	692,225

区分	H27 年		H28 年		H29 年	
	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)
魚類	184	89,468	138	73,818	112	62,486
水産動物	669	412,324	947	521,645	651	379,803
貝類	8	17,577	5	2,483	6	5,938
海藻類	3	5,694	2	2,578	1	3,786
合計	865	525,063	1,091	600,523	771	452,012

区分	H30 年		R 元年		R02 年	
	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)
魚類	141	74,467	186	72,921	266	122,706
水産動物	714	441,811	755	491,027	474	298,116
貝類	4	2,585	4	5,136	0	26
海藻類	1	2,957	1	4,793	0	1,883
合計	860	521,820	947	573,878	741	422,731

区分	R03 年		R04 年		R05 年	
	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)	生産量(t)	生産額(千円)
魚類	235	138,513	158	90,461	118	64,437
水産動物	447	288,198	677	382,984	390	334,669
貝類	0	863	—	—	0	109
海藻類	1	4,617	0	1,254	0	311
合計	684	432,191	835	474,699	508	399,526

(北海道水産現勢)

### ③ 商工業

令和3年度の経済センサスによれば、当町の商業販売額は約131億円で、従業員数は554人であるが、小売業のウエイトが高く販売額の約9割を小売業が占めている。柳崎地区への大型商業施設の立地により、回復傾向となっていたが、人口減少や事業経営者の高齢化が起因となり事業所数、従業員数、年間販売額の減少が窺える。

地形的条件により、市街地が下町ゾーンと上町ゾーンの2階建て構造となる江差町は、道路網の構成がわかりづらく、下町ゾーンと上町ゾーンの連携が薄くなっていることから、2階建て構造の市街地の一本化が中心市街地の活性化に重要な要素となっている。

平成10年に道立江差病院が郊外へ移転したことを機に、平成19年頃から大型量販店、ドラッグストア等が出店し、平成25年には大型スーパーが進出しロードサイド型商業集積が形成された。これに伴い、町内の雇用の創出が図られ、周辺地域からの消費者を吸収し売上を伸ばす一方で中心市街地では大型店舗を含む空き店舗の増加による空洞化が深刻化している。

しかしながら、令和6年6月に市街地中心部の新たな顔として商業ビルの跡地へコミュニティプラザえさし（愛称：エコー）がオープンした。地域住民等が集い憩うコミュニティの拠点として生まれる賑わいを市街地全体でしっかりと享受するためにも、この施設を有効的に活用し、交流人口の拡大による賑わい創出を図っていかねばいけない。

江差町は檜山振興局管内の広域的中心核であることから、中心市街における交流人口の増加を図るとともに、空き地や空き店舗等を含めた土地利用の推進、地域住民やコミュニティが期待する多様なニーズに応える「生活を支える街」としての商店街の賑わいの創出により中心市街地の活性化を図る必要がある。

工業は令和元年工業統計によれば、年間出荷額が約13億円で従業員数が114人となっている。平成2年以降従業員、出荷額も年々減少が続いている。

従業員一人当たり出荷額の対比では、当町1,165万円/従業員と、管内平均の1,772万円/従業員を下回り、全道平均の3,707万円/従業員も大きく下回っている。

地理的立地条件が不利であり、従前から加工業は根付かず、また企業立地もないため製造業が弱い産業構造となっている。これらを打開するためには、農水産業の付加価値化を図る特産品の開発やその原料確保が急務である。また、建設業や介護福祉業では担い手不足により技術者や技能士者等の確保も大きな課題となっている。人材開発センターの活用などにより技能技術訓練の多様化を図り、時代ニーズにあった技能者養成・工業技術指導センターや食品加工研究センター等の研究機関との交流、情報収集を通して新たな地場産業の創出を図っていく必要がある。

#### 【商業の概況と推移】

年度	卸売業			小売業			合計		
	事業所数	従業員数	販売額 (百万円)	事業所数	従業員数	販売額 (百万円)	事業所数	従業員数	販売額 (百万円)
S60	22	186	8,969	207	929	12,913	229	1,113	21,881
S63	25	197	11,901	210	933	14,599	235	1,130	26,500
H03	25	188	9,495	211	929	16,322	236	1,117	25,827
H06	20	177	10,712	195	933	16,247	215	1,110	26,959
H09	21	163	11,503	186	846	16,268	207	1,009	27,770
H14	25	160	7,119	153	750	12,252	178	910	19,371
H16	18	82	4,559	150	737	13,396	168	819	17,955

H19	17	88	4,987	133	660	10,711	150	748	15,698
H24	11	50	2,082	107	489	9,087	118	539	11,169
H26	10	41	1,819	101	509	10,058	111	550	11,877
H28	11	48	1,703	106	608	13,568	117	656	15,271
R03	7	24	892	93	530	12,215	100	554	13,106

(商業統計調査・経済センサス)

【小売業の内訳】

年度	飲食料品小売			自動車自転車小売			家具・建具・什器小売		
	事業所数	従業員数	販売額 (百万円)	事業所数	従業員数	販売額 (百万円)	事業所数	従業員数	販売額 (百万円)
S60	84	357	4,475	14	—	—	19	100	1,344
S63	79	33	5,458	14	94	2,474	21	76	1,118
H03	81	358	6,565	15	106	3,046	24	98	2,070
H06	72	354	5,807	14	88	2,758	21	80	1,645
H09	69	296	5,238	15	100	3,457	21	67	1,194
H14	57	310	4,568	7	44	—	17	43	783
H16	58	300	4,803	10	58	1,508	11	35	594
H19	56	287	4,146	12	78	1,885	8	19	296

年度	その他の小売			合計		
	商店数	従業員数	販売額 (百万円)	商店数	従業員数	販売額 (百万円)
S60	90	—	—	229	1,113	21,881
S63	96	433	5,549	235	1,130	26,500
H03	91	367	4,651	236	1,117	25,827
H06	88	411	6,037	215	1,110	26,959
H09	81	383	6,379	207	1,009	27,770
H14	55	293	5,106	153	750	12,252
H16	71	344	565	150	737	13,396
H19	57	276	389	133	660	10,711

年度	各種商品小売			織物・衣服・身の回り品小売			飲食料品小売		
	事業所数	従業員数	販売額 (百万円)	事業所数	従業員数	販売額 (百万円)	事業所数	従業員数	販売額 (百万円)
H24	—	—	—	11	35	427	34	144	2,117
H26	—	—	—	12	42	600	34	176	2,444
H28	1	2	×	11	33	582	32	228	3,836
R03	—	—	—	8	30	449	26	219	4,084

年度	機械器具小売			その他の小売			無店舗小売		
	事業所数	従業員数	販売額 (百万円)	事業所数	従業員数	販売額 (百万円)	事業所数	従業員数	販売額 (百万円)
H24	13	69	1,351	46	229	5,167	3	12	13
H26	13	69	1,655	39	214	4,647	3	8	712
H28	16	84	1,959	43	242	×	3	19	604
R03	14	58	1,507	43	217	×	2	6	×

※×は秘匿数値  
(商業統計調査・経済センサス)

【製造業】(従業員4人以上の事業所)

年度	食品製造業			繊維工業			衣類・その他繊維製品		
	事務所数	従業員数	出荷額 (万円)	事務所数	従業員数	出荷額 (万円)	事務所数	従業員数	出荷額 (万円)
S60	5	67	100,544	2	10	2,000	—	—	—

H02	5	132	166,733	2	9	2,400	1	46	6,891
H07	5	120	141,398	1	26	24,391	1	41	11,028
H10	4	76	96,228	1	×	×	1	×	×
H14	3	68	77,444	—	—	—	1	×	×
H17	2	60	×	—	—	—	1	33	X
H20	2	55	×	1	42	×			
H25	2	46	×	1	31	×			
H29	2	45	×	1	25	×			
R元	2	41	×	1	33	×			
R02	2	48	×	1	30	×			

年度	木材・木製品製造業			家具・装飾品製造業			出版・印刷関連産業		
	事務所数	従業員数	出荷額 (万円)	事務所数	従業員数	出荷額 (万円)	事務所数	従業員数	出荷額 (万円)
S60	4	92	138,501	3	15	820	2	14	6,533
H02	3	66	101,562	4	18	12,332	2	13	7,352
H07	2	38	66,454	3	15	10,783	2	14	9,149
H10	2	×	×	2	×	×	2	×	×
H14	1	×	×	2	×	×	2	×	×
H17	1	29	×	—	—	—	2	12	×
H20	1	16	×	—	—	—	1	7	×
H25	—	—	—	—	—	—	1	6	×
H29	—	—	—	—	—	—	1	6	×
R元	—	—	—	—	—	—	1	7	×
R02	—	—	—	—	—	—	1	7	×

年度	プラスチック製品製造業			窯業・土石製品製造業			金属製品製造業		
	事務所数	従業員数	出荷額 (万円)	事務所数	従業員数	出荷額 (万円)	事務所数	従業員数	出荷額 (万円)
S60	—	—	—	2	32	80,422	2	8	4,727
H02	—	—	—	2	30	83,120	2	8	6,970
H07	1	18	21,824	2	14	65,548	1	4	4,300
H10	1	×	×	3	19	79,548	×	×	×
H14	1	×	×	4	33	71,711	1	×	×
H17	1	19	×	2	1	×	1	5	×
H20	1	27	×	3	20	36,877	—	—	—
H25	1	10	×	2	13	×	—	—	—
H29	—	—	—	2	12	×	—	—	—
R元	—	—	—	2	14	×	—	—	—
R02	—	—	—	2	17	×	—	—	—

年度	輸送用・電気機械器具製造業			その他製造業			合計		
	事務所数	従業員数	出荷額 (万円)	事務所数	従業員数	出荷額 (万円)	事務所数	従業員数	出荷額 (万円)
S60	1	4	2,922	—	—	—	21	242	343,855
H02	1	5	3,589	1	4	1,780	23	331	392,729
H07	—	—	—	1	5	3,800	19	295	358,625
H10	—	—	—	1	×	×	17	261	337,659
H14	—	—	—	1	×	×	18	253	289,719
H17	2	23	×	1	4	×	13	199	197,254
H20	—	—	—	—	—	—	10	188	190,229
H25	1	23	×	—	—	—	8	129	158,980
H29	1	28	×	—	—	—	7	116	147,206
R元	1	19	×	—	—	—	7	114	132,773
R02	—	—	—	—	—	—	6	102	115,259

#### ④ 地場資源型産業振興

江差町は商業中心に発展してきたとはいえ、地場資源を生かした加工場が皆無であるということに象徴されているように地場資源の有効な活用が図られていない。

雇用力のある大規模な工場誘致が難しい現状では、このような地域の固有の資源である農水産物の付加価値を高める産業振興や地域資源を活用した特産品開発のための人材育成事業等の取組みにより、雇用の創出を目指していくこととしている。

#### ⑤ 観光業

交流人口と観光関連産業の育成を図るうえで、観光は当町にとって戦略的産業である。

江差追分をはじめ、数多くの国及び道指定の有形無形文化財、北海道最古のまつりと言われている姥神大神宮渡御祭、旧中村家住宅等の有数の文化財や観光資源を持つ当町は「江差追分と観光の町」として定着している。

観光客の入込み数は平成2年度の80万6千人をピークとして令和6年度は27万1千人まで落ち込んでいる。また、時期としては4～9月に集中し、そのほとんどが日帰り客であるという従来同様の「春夏通過型」から脱却しておらず、各観光施設の入館者等についても減少傾向にあり、当町の観光産業は非常に厳しい状況にある。

さらに、コロナ禍以降は、多人数から少人数へ、団体旅行から個人旅行へと変わり、今まで以上に魅力的で、特色ある観光地づくりが必要になっている。そのため、既存の観光施設や宿泊施設についても、多様化するニーズに対応していく事が求められている。

これらを踏まえて、当面、町の観光振興を図るうえでの重要な事項は次のとおりである。

一つに平成29年度に文化庁より認定された「日本遺産」を観光まちづくりの中核と位置づけ、構成文化財等の歴史文化を活用し、「日本遺産のまち」としての認知度・ブランディング力の向上や観光資源化に努め、町全体で観光誘客を行う仕組みづくりを構築する必要がある。

次に（一社）北海道江差観光みらい機構（DMO）と連携し、観光における地域との繋がりをマネジメントしながら、体験型観光や着地型観光の構築と充実化を図り、地域の「稼ぐ」仕組みづくりを構築する必要がある。

次に函館を中心とした道南圏への観光客を江差に呼び込む魅力をつけることである。これには、松前町や上ノ国町などと連携した広域観光の充実が必要であり、この地域の特色を生かした体験型観光の開発や広域周遊ルートの構築など、既存観光素材の磨き上げなどを行うことが必要である。

また一方で、宿泊施設不足の課題がある。現在の町内の宿泊施設は12件で、いずれも修学旅行などの大型団体には対応できないという弱点があるが、個人旅行者の宿泊促進や函館を中心とした広域で連携し、道南圏全体で宿泊者数を増加させる必要がある。

そのため、今後の観光振興を進めるうえでは、通過型観光から滞在型観光へとシフトするよう日本遺産やDMOとの連携、広域連携など、様々な取組みを行い、より一層魅力づくりを強化する。

【観光客入込状況】（令和6年度）

（単位：千人）

区分	入込み 総数	上・下半期別		道内外別		宿泊・日帰別	
		上期	下期	道内容	道外客	宿泊客	日帰客

北海道	153,207.6	96,978.5	56,229.1	107,966.0	45,241.5	26,454.0	126,753.6
檜山振興局	1,496.3	945.8	550.5	1,263.2	233.1	89.2	1,407.1
江差町	271.1	235.5	35.6	171.7	99.4	20.9	250.2

(資料：江差町追分観光課)

【観光施設別入込客数の推移】

施設名	H13 年度		H14 年度		H15 年度		H16 年度	
	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)
開陽丸センター	29,749	2.7	21,749	▲26.9	27,929	28.4	18,619	▲33.3
追分会館	40,229	10.5	43,615	8.4	39,094	▲10.4	27,167	▲30.5
旧中村家	23,427	11.6	21,889	▲6.6	19,195	▲12.3	16,250	▲15.3
旧関川家	2,315	10.4	2,113	▲8.7	1,962	▲7.1	2,323	18.4
計	95,720	8.2	89,366	▲6.6	88,180	▲1.3	64,359	▲27.0

施設名	H17 年度		H18 年度		H19 年度		H20 年度	
	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)
開陽丸センター	22,592	21.3	20,348	▲9.9	19,165	▲5.8	18,351	▲4.2
追分会館	25,868	▲4.8	27,079	4.7	22,367	▲17.4	19,977	▲10.7
旧中村家	14,720	▲9.4	12,553	▲14.7	12,326	▲1.8	11,253	▲8.7
旧関川家	1,601	▲31.1	1,562	▲2.4	1,618	3.6	1,530	▲5.4
計	64,781	0.7	61,542	▲5.0	55,476	▲9.9	51,111	▲7.9

施設名	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度	
	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)
開陽丸センター	18,105	▲1.3	19,015	5.0	16,148	▲15.1	19,775	22.5
追分会館	17,172	▲14.0	21,697	26.4	16,898	▲22.1	16,477	▲2.5
旧中村家	9,918	▲11.9	9,492	▲4.3	8,576	▲9.7	9,555	11.4
旧関川家	1,487	▲2.8	1,258	▲15.4	1,306	3.8	1,175	▲10.0
計	46,682	▲8.7	51,462	▲10.2	42,928	▲16.6	46,982	▲9.4

施設名	H25 年度		H26 年度		H27 年度		H28 年度	
	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)
開陽丸センター	19,225	▲2.7	18,825	▲2.1	18,567	▲1.4	22,348	20.4
追分会館	16,217	▲4.0	15,692	▲3.2	13,534	▲13.8	19,059	40.8
旧中村家	10,722	25.0	8,389	▲21.8	7,683	▲8.4	9,299	21.0
旧関川家	1,165	▲11.0	926	▲20.3	730	▲21.2	1,605	119.9
計	47,329	0.7	43,832	▲7.4	40,514	▲7.6	52,311	29.1

施設名	H29 年度		H30 年度		R 元年度		R02 年度	
	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)
開陽丸センター	18,673	▲16.4	16,857	▲9.7	19,175	13.8	10,720	▲44.1
追分会館	14,233	▲25.3	13,043	▲8.4	12,390	▲5.0	4,531	▲63.4
旧中村家	7,994	▲14.0	7,619	▲4.7	7,533	▲1.1	2,854	▲62.1
旧関川家	1,757	9.5	2,112	20.2	2,556	21.0	877	▲65.7
計	42,657	▲18.5	39,631	▲7.1	41,654	5.1	18,982	▲54.4

施設名	R03 年度		R04 年度		R05 年度		R06 年度	
	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)	客数 (人)	増減 (%)
開陽丸センター	10,576	▲1.3	15,026	42.1	15,068	0.2	13,767	▲8.6
追分会館	4,928	8.77	6,768	37.3	7,220	6.7	6,788	▲6.0
旧中村家	2,779	▲2.6	4,350	56.5	4,682	7.6	4,529	▲3.3
旧関川家	946	▲7.9	1,511	59.7	1,370	▲9.3	1,331	▲2.8
計	19,229	1.3	27,655	43.8	28,340	2.5	26,415	▲6.8

(資料：江差町追分観光課)

## ⑥ 港湾整備

江差港は昭和 28 年に地方港湾に指定され、日本海で展開されるいか釣り漁業やすけとうだら漁業等の水産物の水揚げ基地として、また離島奥尻町と結ぶ海上交通基地として、さらには管内から移出される港湾・漁港建設資材の供給に貢献する内貿基地として地域生活経済に重要な役割を果たしてきた。

また、令和 6 年度には「釣り文化振興モデル港」に指定されるなど、江差港は漁業基地としてのほかに海洋レジャー等余暇を楽しむ港湾機能までも有する港となったが、多様化、多機能化の中で種々の問題点が生じており、港湾機能の再編や施設の老朽化などの水産基盤施設整備が必要となってきた。

特に、南埠頭の老朽化対策と陸上・洋上風力事業での占用、砕石堆積の長期占用など港湾施設利用の需要が高まっており、再編利用が喫緊の課題であることから、関係機関とも協議・検討を進めながら、北の江の島構想との整合を図った、江差港長期構想計画の見直しを実施し港湾整備の推進を図る必要がある。

## (2) その対策

### ① 農林業

#### ア. 生産基盤の整備

- ・ 基幹水利施設管理事業
- ・ 土地改良施設管理体制整備促進事業
- ・ 明暗渠、心土破碎等の圃場排水対策
- ・ 農業基盤整備促進事業（暗渠排水・区画拡大整備）
- ・ 道営土地改良事業による江差北部地区の用排水路等の改修
- ・ 農業経営基盤安定対策（農業機械等導入助成・農業共済掛金助成）の実施

## イ. 農地流動化対策

- ・ 認定農業者への利用集積の推進
- ・ 生産ほ場の団地化
- ・ 新規就農者の促進
- ・ 農地の保全管理
- ・ 水土里情報システムの整備
- ・ 農地中間管理事業の推進
- ・ 農地流動化促進補助

## ウ. 生産振興

- ・ 振興作物導入支援
- ・ 施肥管理による低コスト化
- ・ 新規作物の試験・研究
- ・ 栽培技術の普及
- ・ 耕畜連携による畜産振興
- ・ 農地の地力回復支援対策
- ・ 園芸施設整備支援対策
- ・ 振興（戦略）作物支援対策

## エ. 担い手の育成・確保

- ・ 新規就農者対策
- ・ 農業生産法人などの設立、育成
- ・ 集落営農組織の確立、推進
- ・ 認定農業者の育成
- ・ 農業者相互の交流、情報交換の促進

## オ. 販売戦略の推進

- ・ 農畜産物の付加価値向上
- ・ 契約栽培、ネット販売等による販路拡大
- ・ 地産地消の推進
- ・ 農家の直売所の拡大
- ・ 地産地消の推進

## カ. クリーン農業の推進

- ・ 北のクリーン農産物表示制度の振興
- ・ エコファーマー制度の振興

## キ. 林業の振興

- ・ 森林機能や役割に応じた多様な森林づくり
- ・ 町有林・私有林の整備推進

- ・ 森林の国土保全機能の強化
- ・ 林業の担い手の育成及び確保
- ・ 木育の推進（植樹・育樹活動、森林環境教育）
- ・ 林業の経営基盤の強化
- ・ 森林組合をはじめとする林業事業者の体質強化・支援

## ② 水産業

### ア. 販売戦略の推進

- ・ 水産物の付加価値向上
- ・ 地産地消・地産外商の推進

### イ. 漁業生産基盤の整備（漁場づくり）

- ・ 江差藻場漁場（増殖場）による漁礁設置
- ・ ブルーカーボンの取組み

### ウ. 栽培漁業定着推進（資源づくり）

- ・ サケ海中飼育推進
- ・ ウニ栽培漁業推進
- ・ マナマコ栽培漁業推進
- ・ トラウトサーモン養殖漁業推進

### エ. 担い手の育成

- ・ 若手漁業者の人材育成のため研修の取組み推進
- ・ 新規漁業者への財政支援（奨励金）

### オ. 漁業近代化施設の整備

- ・ 漁船漁業振興及び流通多角化の推進

### カ. 広域的漁業生産基盤の確立

- ・ ひやま地域ニシン復興対策
- ・ 秋サケ資源増大対策

### キ. 漁業経営の安定化

- ・ 漁業経営基盤安定化対策事業の推進
- ・ スマート漁業の推進に向けた環境整備

## ③ 商工業

### ア. 商店街の拠点化

- ・ 拠点となる商店街の維持及び賑わいの創出（持続可能な商店街づくり）
- ・ 事業者等の事業継承対策

- ・上町街区全体の土地利用の推進、中心市街地の空き地・空き店舗対策

#### イ. キャッシュレス化の推進

- ・キャッシュレス化推進のための環境整備等

#### ウ. 中小企業及び小規模事業者の経営安定化対策

- ・江差商工会との連携による商業振興対策
- ・中小企業及び小規模事業者の経営安定化対策

#### エ. 地場産業等

- ・人材開発センターの活用により技能技術訓練の多様化を図り、時代のニーズにあった技能者養成・工業技術指導センターとの連携
- ・農水産物などの地場資源を使った特産品づくりの支援
- ・地場製品の地産地消・外商の推進（地域製品の営業活動の推進、インターネット販売等の支援、事業者の販路拡大に向けた取組みの支援）

#### オ. 産官学連携の推進

- ・大学、工業試験センター、行政等の連携によるネットワーク化の推進
- ・企業情報を共有、情報交換による産業支援体制の強化
- ・産学官連携による地場産品を活用した高付加価値商品の創出
- ・異業種交流の機会の確保

#### カ. 地域経済の活性化

- ・住宅リフォームプレミアム商品券の発行

#### ④ 地場資源型産業振興

- ・第1次産業の地場資源を活用した加工・流通・保存施設の整備

#### ⑤ 観光業

##### ア. 観光ルート

- ・江差・上ノ国・松前の3町と渡島半島南西広域観光ルートの開発
- ・新幹線等を活用した広域連携による観光客誘致対策
- ・日本遺産を通じた構成文化財周遊マップ及びガイドンスの推進

##### イ. 観光施設

- ・歴まち街路景観形成と拠点整備の推進
- ・夕日とかもめ島のコントラストによる夕日のまちとしてのPR戦略
- ・日本遺産に係る構成文化財を活用した観光スタイルの構築
- ・かもめ島を核とした新たな観光コンテンツの開発
- ・海水浴場の開設にかかる砂浜整備

## ⑥ 港湾・漁港整備

### ア. 港湾の整備

- ・ 漁港区整備
- ・ 江差港の再編利用計画
- ・ 北埠頭フェリー岸壁整備
- ・ マリーナ環境整備
- ・ 老朽化港湾施設の整備
- ・ 江差港港湾施設定期点検
- ・ 江差港長期構想計画の見直し
- ・ 各種事業実施に伴う占用場所の調整

### イ. 漁港の整備

- ・ 機能保全、長寿命化対策

### (3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	鶉地区団体営基幹水利施設管理事業	厚沢部町 江差町	
		農業競争力強化農地整備事業	北海道	
		水利施設等保全高度化	北海道	
		農地流動化促進補助	農地売買者	
		水堀排水機場長寿命化対策	町	
	林業	森林環境保全整備事業	町	
		豊かな森づくり推進事業	森林所有者	
		私有林整備推進事業	森林所有者	
	水産業	ナマコ・ニシン・アワビ・ウニ栽培漁業推進	漁協	
		さけ海中飼育	漁協	
		サケ種苗生産施設運営事業	漁協	
	(4) 地場産業の振興			
	技能修得施設	人材開発センター運営補助	民間	
	(6) 起業の促進	協働のまちづくり補助	町	
	(7) 商業			
	共同利用施設	旧江光ビル跡地活用拠点施設整備事業	町	
その他		商店街巡行バス運行支援	商工会	
(9) 観光又はレクリエーション	観光振興(地域 DMO)事業	民間		
	海水浴場清掃整地砂運搬工事	町		

		北の江の島拠点施設(仮称)道の駅 「かもめ島」整備事業	町	
(10)	過疎地域持続的発展特別事業			
	商工業・6次産業化	特産品開発・販売促進対策推進 【事業内容】 ・特産品開発への支援、アンテナショップ 運営補助、物産展等への参加。 【必要性】 ・地場製品のブランド化、PR、販路拡大 を図る必要があるため。 【効果】 ・地場製品ブランド化や販路の拡大によ り地域経済の活性化が期待できる。	町	
	企業誘致	企業誘致及び雇用奨励 【事業内容】 ・条例に基づき事業所の新設又は増設、 新規雇用に対し助成を行う。 【必要性】 ・産業経済の発展及び雇用機会の拡大 を図る必要があるため。 【効果】 ・雇用の創出・維持及び地域経済の活性 化が期待できる。	町	
	その他	江差町住宅リフォームプレミアム商品 券発行事業 【事業内容】 ・住宅リフォームに関する商品券を販売 し、地域経済の消費喚起に資する。 【必要性】 ・住宅関連産業を中心とした地域経済の 活性化を図る必要があるため。 【効果】 ・長寿命化、省エネルギーの推進、住環 境の向上及び地域経済の活性化が期待 できる。	商工会	
(11)	その他	江差港湾湾整備事業	国	
		江差港マリーナ整備事業	町	

#### (4) 産業振興促進事項

##### ①産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
江差町内全域	①製造業 ②旅館業 ③情報サービス業等 ④農林水産物等販売業	令和8年4月1日～令和13年3月31日	

##### ②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「第3章産業の振興」「(2)その対策」及び「(3)計画」のとおり。

なお、「(1)現況と課題」における「(2)その対策」に記載されている、各事業については南北海道定住自立圏共生ビジョン等による関係市町村との連携を図り、実施していく。

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の基本方針に基づき、これらに定める全ての公共施設等の整備や維持・管理について、本計画と整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

旧農業委員会事務所については、耐用年数を経過し、劣化が著しいことから利用ニーズや公共施設の配置の見直しもする中で、建て替えや機能の複合化、統廃合を視野に入れて検討することなど、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い持続的発展に努める。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

#### ① 情報通信

後背地を山で囲まれている地形上、ラジオ・テレビとも難視聴地域の多い当町であるが、民放ラジオ受信は平成3年HBC北海道放送、STV札幌テレビ放送の中継塔設置により難聴解消となったところであり、テレビも有線組合を中心にコミュニティ組織でその対策にあたってきた。

令和元年度に発生した鹹川地区の電波状況悪化に対応する新受信点の設置、令和6年度陸屋町「小平沢地区」において地上デジタル放送の受信レベルが不安定なことから、受信アンテナ新設及び通信ケーブルを更新した。今後も耐用年数を考慮し、各中継局に必要な修繕を行うなど、難視聴区域の解消に努めていくものである。

また、町内のブロードバンド環境において、令和2年度から令和4年度に光ファイバの整備を実施し、町内整備率を100%とすることで、住民格差を解消している。令和6年度における中間評価として、Wi-Fi利用世帯数は80世帯、光回線利用数は72回線とすでに目標値はクリアしているが、利用者増を目指し、引き続き広報活動を行う。

### (2) その対策

#### ① 情報通信

- ・地上デジタル放送対策として、中継局等の整備
- ・ブロードバンド環境対策として、高度無線環境整備推進事業を活用したWi-Fi利用世帯の増加

### (3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	テレビ放送中継施設	送受信機更新	町	
	テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	テレビ共聴設備改修補助	町	
	その他	高度無線環境整備推進事業	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の基本方針に基づき、これらに定める全ての公共施設等の整備や維持・管理について、本計画と整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ① 交通

##### ア. 高規格道路函館・江差自動車道

将来的なまちづくり戦略の一つに観光振興をおく当町にとって、高速交通体系の整備は極めて大きな意味を持つほか、地域経済活動を支える全体的な自動車交通網の充実整備により国土幹線軸へのアクセス条件が改善されることが必要であり、その意味で高規格道路函館・江差自動車道の計画区間となっている木古内～江差間の早期事業化が望まれる。

##### イ. 国道

国道は厚沢部町、北斗市旧大野町を經由して函館と連絡する 227 号線、松前町・北斗市旧上磯町を經由して函館と連絡する 228 号線、八雲町を經由して札幌と連絡する 229 号線が当町で接続しており、その実延長は 16.0 km、全線が舗装改良済みである。そのほとんどが、海岸沿いに整備されているため、海岸部の越波対策や急カーブによる視界改良が必要である。

##### ウ. 道道

道道 4 路線、実延長 14.2 km、全線舗装改良済である。江差市街地の中心部を通り町道と交わる十字路がある道道江差停車馬線は、交通量が多く通勤時や帰宅時には交通渋滞が発生している状況にあり、それを解消する交差点改良（新地地区）が必要である。

また、道道乙部厚沢部線は、大雨の際、道路排水が溢れ、周辺住宅等が冠水する被害が発生している（小黒部地区）ことから、抜本的な対策が必要である。

##### エ. 町道

町道は 306 路線（実延長 170.1 km）となっているが、舗装延長 67.5 km、舗装率が 39.7%と低い状況になっており、ほ場整備内の町道未舗装によるところが大きい。

また、全体的に改良舗装を必要としている路線は多く、特に市街地は町民生活に大きく関わるだけに、計画的な改良整備や維持補修を図る必要がある。

【道路整備状況】（令和3年4月1日現在）

区分	道路延長	改良済		舗装済	
		改良	改良率	延長	舗装率
国道	16.0	16.0	100.0%	16.0	100.0%
道道	14.2	14.2	100.0%	14.2	100.0%
町道	169.9	63.7	37.5%	67.0	39.4%
計	200.1	93.9	46.9%	97.2	48.5%

（道路施設現況調査）

オ. 農林道

町農道延長 5,390m、林道延長は 5,615mとなっている。

カ. 鉄道・バス

バス運行については、年々利用者が減少しているうえに、赤字経営を余儀なくされており、令和3年9月に江差八雲線（2往復）が廃止となり、また、令和6年3月には江差ターミナルと厚沢部町とを結ぶ稲見線、館線、木間内線が廃止となった。

また、JR江差線は昭和11年に全線開通して以来、函館を結ぶ基幹交通手段であったが、平成26年5月11日に江差・木古内間が廃線となり、道道江差・木古内線経由のバス運行に切り替わっている。

生活維持路線バス対策として、バス運行に対する助成を実施しているが、不採算路線の廃止が進む中、地域交通の確保対策として地域公共交通網の再構築は急務であり、既存交通を補完する新たな交通サービスとしてAIオンデマンド交通である江差マースを令和6年8月から運行開始した。

キ. 海上交通

北海道南西沖地震の早期復興に重要な役割を果たしたフェリー航路は令和元年には瀬棚航路が休止したことから、奥尻町民の生活や地域経済を支える唯一の海上交通手段となり、当町港湾のフェリー埠頭施設の機能維持と時代に対応した施設整備が求められている。

離島航路の維持整備対策の推進のため、事業者・国・北海道等との連携によるフェリーの利用促進及び観光客集客支援策の実施が必要である。

【江差港の状況】

年	入港船舶		船舶乗降人数		海上出入貨物			
	隻数 (隻)	総トン数 (t)	乗込 (人)	上陸 (人)	一般貨物		自動車	
					移出(t)	移入(t)	移出(台)	移入(台)
H18年	5,735	1,529,485	34,045	36,304	307,133	218,313	7,648	6,993
H19年	4,494	1,544,806	32,352	33,724	316,840	194,080	6,853	6,460
H20年	4,756	1,482,939	30,885	30,396	50,955	2,975	6,608	6,164
H21年	4,034	1,414,151	28,061	28,434	29,823	3,704	6,191	5,777
H22年	3,959	1,396,911	27,583	27,967	62,713	3,621	7,133	7,245
H23年	3,082	1,364,746	27,900	28,265	22,715	2,794	7,327	7,483
H24年	3,035	1,318,978	26,189	26,524	4,706	52,262	6,723	6,902
H25年	2,802	1,347,705	27,060	27,473	52,262	4,349	7,628	7,885
H26年	2,234	1,288,219	25,244	25,073	10,980	18,629	6,564	6,743
H27年	1,548	1,238,942	23,611	24,265	21,999	1,279	5,938	6,091
H28年	1,554	1,241,934	24,169	24,674	944	1,618	6,536	6,667
H29年	1,375	1,805,125	24,127	24,239	1,422	1,066	6,606	6,600
H30年	1,324	1,975,939	23,247	23,251	8,310	6,679	6,415	6,467
R元年	1,396	2,001,602	27,444	27,570	10,002	1,106	7,913	7,831
R02年	1,094	1,413,593	17,312	17,158	15,419	966	6,533	6,661
R03年	1,046	1,539,337	18,104	18,045	7,960	14,208	7,121	7,050
R04年	1,125	1,746,344	22,004	21,692	4,202	44,794	7,875	7,800
R05年	930	1,628,812	23,565	23,753	3,113	6,733	7,628	7,563

(港湾統計)

(2) その対策

① 交通

ア. 高規格道路

- ・観光及び産業停滞のネックとなっている交通アクセスの改善を図るために木古内・江差間の高規格自動車専用道の早期事業化の促進

イ. 国道

- ・国道 228 号、椴川町～粕町間の歩道整備と南浜地区の越波対策の促進
- ・国道 227 号、愛宕町・泊町間の越波対策の促進
- ・国道 228 号、かもめ島入り口急カーブ解消対策の促進としてラウンドアバウトの整備

ウ. 道道

- ・小黒部鹹川線改良工事の事業促進
- ・3. 5. 1 駅前通り線、新地交差点の改良

## エ. 町道

- ・市街地道路の改良
- ・町道五厘沢山崎線道路改良
- ・町道の維持補修
- ・町道陣屋楸川線第3楸川橋架換
- ・町道橋の長寿命化対策
- ・町内会等管理外灯助成

## オ. 農林道

## カ. 鉄道バス等

- ・公共交通機関等と連携した2次交通対策
- ・地域公共交通対策の強化

## キ. 海上交通の確保

- ・奥尻離島航路の維持整備対策の推進
- ・関係機関による利用促進活動の実施

## (3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	道路補修対策	町	
	橋りょう	橋梁長寿命化補修対策	町	
	その他	町内会等管理街灯助成	町	
	(6) 自動車等			
	雪上車	除雪ドーザー整備	町	
(10) その他	乗合タクシー運行	町		

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の基本方針に基づき、これらに定める全ての公共施設等の整備や維持・管理について、本計画と整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

住民からの要望調査及び実地調査を基に、路面性状・法面・土木構造物の点検を行い、計画的に維持補修を行う。

生活道路については、海沿いを走る国道 229 号と道道乙部厚沢部線を結ぶ町道五厘沢山崎線を整備することで、災害時の集落間の往来の確保や生活基盤形成による地域活性化や防災機能の向上などを図ることとする。

また、安全性を優先し、老朽化の著しい舗装道路の改良工事を行うことや、歩道の整備や景観に配慮した道づくり、除雪体制の充実を図ることで、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い、当町過疎地域の持続発展に努める。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ① 水道施設

町の水道事業は昭和 28 年に創設以来、幾多の拡張事業を経て現在に至っており、老朽施設もあり計画的な補修と合わせ、送・配水管の布設替えも計画的に整備を図る必要がある。

しかしながら、第 5 次拡張事業に多額の投資がなされ、それに伴う企業債償還金が年々増加し水道財政を逼迫する状況は避けられない状況である。

今後は、給水人口の減少に伴う水需要の減少から施設規模の最適化や統廃合による効率的な施設整備をすることにより、さらなる費用の削減を図り、安全・安心な水の供給を持続する必要がある。

#### 【水道普及状況】（令和 2 年度末）

給水人口(人)				給水能力(m <sup>3</sup> )			
上水道	簡易水道	専用水道	計	上水道	簡易水道	専用水道	計
6,312	0	0	6,312	6,900	—	—	6,900

(北海道農林水産統計年報)

#### ② 下水処理施設

下水道事業は生活環境の充実を図る上で重要な事業の一つである。

平成 15 年 3 月末に公共下水道の供用を開始した。当初と比べて少子高齢化等が進展したことにより計画人口が減少していることから、令和 2 年度策定の第 7 次事業計画において計画汚水量等の基本設計の見直しを行い、計画的に下水道施設の機械・電気設備の更新を行うため、「江差町公共下水道事業ストックマネジメント計画」を策定した。また、同計画にて事業計画の延伸を行い、未普及地区の下水道整備も並行して進めている。

今後の課題としては、未普及地区の解消を図り、下水道接続率の向上が重要である。終末処理場については、供用開始から 18 年が経過しており、機器等の経年劣化による故障等が懸念されていることから、江差町公共下水道事業ストックマネジメント計画に基づき計画的な改築等を行い、下水道施設の適切な維持管理に努める必要がある。

また、下水道会計において、公営企業法適用化による「公営企業会計」が令和 6 年度から適用となったことから、下水道使用料の見直し等による収入増加の取組みや処理場の運転方法の見直し等による経費の削減など、今まで以上に経営健全化に向けた、取組みが必要である。

#### ③ ごみ・し尿処理施設

昭和 44 年檜山南部 5 町により設立された南部檜山衛生処理組合により、粗大ごみを除く一般廃棄物とし尿について広域収集処理を、粗大ごみについては町独自の埋め立て処分場により処理していた。ごみの処分施設は昭和 49 年に使用開始となったが、施設の老朽化が進んだほか、最終処分場の埋め立て能力が限界にあったことに加え、環境保全と資源リサイクルという時代の流れのなかで、平成 5 年度から 4 か年で約 46 億円を投じ、最終処分場 2 万 6 千 m<sup>3</sup>、汚水処理場 30 t / 日、ごみ 44 t / 日、粗大ごみ 13 t / 5 h の処理能力をもつ一般廃棄物処理施設を整備した。

これにより、従来粉碎埋め立て処分をしていたごみは可燃ごみと不燃ごみに分別収集され、可燃ごみは焼却処分、また不燃ごみも一部がリサイクルにまわされることによって公害防止・環境保全、リサイクル

両面で著しい環境行政の前進を見た。

リサイクル活動も定着し、多くの町内会単位でリサイクル運動が高まっていることから、南部桧山衛生処理組合における破砕・リサイクル施設整備について協議が進められている。

し尿については、令和2年度の処理状況はし尿 6,435m<sup>3</sup>/年、浄化槽汚泥が 1,807m<sup>3</sup>/年であるが、下水道整備のほか合併浄化槽や簡易水洗トイレの普及につれて、処理量が大きく変わることが予想され、し尿処理施設の老朽更新計画は慎重な処理量予測に立ったものとするとともに、下水道終末処理場に接続するミックス事業施設の取扱も含め検討しなければならない。

#### ④ 消防施設及び救急体制の整備

消防業務は昭和49年に管内7町（発足当初10町）により一部事務組合として設立され広域災害に対応する消防体制が完成されている。

消防力は平成9年度から各消防車の更新事業に着手している（使用頻度や劣化状況等勘案）が、消防団ポンプ自動車の継続的・計画的な更新事業の遂行が求められている。

また、定期的を実施している消防水利調査では、外観の腐食、水漏れ、可動部分の不具合等が見受けられ、老朽化及び使用に支障をきたす恐れのあるものから計画的に更新している。

##### 【消防力の現況】（令和6年度末現在）

署員数	消防団員	消防力			消防水利		救急車
		水槽付きポンプ車	普通消防ポンプ車	小型動力ポンプ	防火水槽	消火栓	
22	121	3	3	▲1	45	164	2

（資料：檜山広域行政組合）

救急活動の状況は別表のとおりで年々増加の傾向にある。

道立江差病院は地域中核病院として、救急患者の受け入れ体制が確立しており、当該病院への搬入傷病者が集中していることによる負担増が懸念されている。

江差消防署での救急体制は、平成11年に救急救命士を配置し現在は救命士10名、救急隊員8名体制としており、救急車は平成27年度及び令和3年度にそれぞれ保有している2台の救急車の更新を行い対応している。

今後は、多種多様化する救急事案に備え、ハード面・ソフト面の体制強化が求められている。

【江差消防署救急件数】（令和6年度）

件数	内訳									
	火災	交通	労働 災害	運動 競技	一般 負傷	加害	自損 行為	急病	転院 転送	その他
607	0	11	1	0	59	1	1	285	248	1

（資料：檜山広域行政組合）

災害情報の伝達整備として、町内 29 基に増設された消防団招集用非常サイレン吹鳴装置を利用し対応している。町において、令和7年度携帯電話通信網を利用した防災情報伝達システムを整備し、令和8年4月から運用開始を予定している。

また、檜山管内での携帯電話 119 番通報は、一括し江差消防署で対応し該当署へ取り次ぎしている。特に、江差消防署職員の地理地名を把握するという課題があったが、令和6年度に位置情報システムを導入した。今後は、指令台の更新を含め、受信方式の見直しが課題となる。

消防救急無線のデジタル化への対応は平成27年度に整備を完了し運用している。

⑤ 都市公園・環境保全林

町には現在5か所の都市公園、檜山道立自然公園となっているかもめ島、逆川森林公園のほか砂坂海岸林（防砂林）がある。これらの公園の施設・設備が老朽化し破損するなどして一部が利用できなくなっており、公園としての機能を損なっているため、計画的な補修が課題となっている。

次に、テニスコート・野球場・多目的広場・サブグラウンド・芝生広場を有する総合運動公園は、令和5年度にテニスコート4面中2面をフットサルコート及びバスケットボールコートに改修し、気軽にスポーツ活動が行える環境の整備を図った。今後は、施設の維持補修の計画的な実施、利用者数の増加、利便性向上等が課題となっている。

【都市公園等の状況】

公園名称	区分	面積	整備年次	備考
逆川森林公園	森林公園	40.0ha	S52 年度	管理棟
えぞだて公園	近隣公園	1.1ha	S53 年度	旧関川家
松の岱公園	風致公園	8.0ha	S46 年度	
茂尻児童公園	児童公園	0.2ha	S54 年度	
運動公園	運動公園	13.0ha	H15 年度	テニスコート・野球場・多目的広場・サブグラウンド・陸上トラック・フットサルコート・バスケットボールコート
かもめ島	道立自然公園	9.0ha	S53 年度	
九艘川公園	緑地公園	0.1ha	H03 年度	

（資料：江差町財政課）

⑥ 公営住宅・宅地

町営住宅は、令和7年度末時点で86棟405戸となっているが、そのうち耐用年数を経過した住戸数は

241戸で、全体の管理戸数の約6割となっている。

そのため、長寿命化計画に基づき計画的に町営住宅の適正な管理を進めていくことが必要である。

【町営住宅の状況】（令和7年度末）

団地名称	管理戸数等	建設年次
水堀町第1団地	4棟014戸	S33年、S42～43年
水堀町第2団地	2棟008戸	S50年
泊団地	1棟004戸	S44年
新豊川団地	3棟012戸	H13年～15年
中歌町団地	1棟012戸	S57年
円山第2団地	4棟016戸	S39年
円山第4団地	3棟027戸	H17年、H19～20年
陣屋町団地	5棟072戸	H03年～04年、H09年～11年
新陣屋団地	3棟012戸	H29年～R元年
南が丘第1団地	8棟032戸	S51年～53年
南が丘第2団地	11棟047戸	S54年～59年
南が丘第3団地	3棟012戸	S61年～62年
南が丘第4団地	6棟030戸	S52年～54年
南浜町第1団地	7棟014戸	S40年
南浜町第2団地	6棟024戸	S41年～43年
柏町団地	19棟069戸	S45年～48年
計	86棟405戸	

（資料：江差町財政課）

## (2) その対策

### ① 水道施設

- ・水道施設の整備
- ・老朽水道管の更新

### ② 下水処理施設

- ・公共下水道普及対策実施
- ・汚水処理施設の計画的更新、維持補修等

### ③ ごみ・し尿処理施設

- ・リサイクル普及の啓蒙促進
- ・南部桧山衛生処理組合及び構成他町とのし尿処理施設の延命化対策及びミックス事業への整備計画共同策定
- ・破碎・リサイクル施設、焼却施設、最終処分場の整備

### ④ 消防施設

- ・消防活動（火災・救助・救急）に関する消防用資機材の更新

- ・消火栓の計画更新、消火栓及び防火水槽の設置による消防水利の充実
- ・救急救命士の高度救命処置の拡大育成・研修強化
- ・町内施設の消防訓練及び避難訓練の指導強化

#### ⑤ 公園

- ・檜山道立自然公園かもめ島の整備

#### ⑥ 公営住宅・宅地

- ・既存町営住宅の長寿命化型改善及び修繕
- ・町営住宅の管理戸数の適正化

### (3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	簡易水道	管路移設	厚沢部町	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	下水道接続(公共施設)	町	
		下水道管理センター長寿命化改修	町	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	焼却施設改修	南部松山衛生処理組合	
	(5) 消防施設	消火栓改修	行政組合	
		消防自動車更新	行政組合	
	(6) 公営住宅	公営住宅長寿命化型改善	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の基本方針に基づき、これらに定める全ての公共施設等の整備や維持・管理について、本計画と整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

#### ①水道施設

上下水道施設の計画的な点検、清掃、補修による施設の長寿命化を図り、資産を有効に活用しながら、予防保全型の維持管理に努める。

#### ②消防施設

長寿命化を図ることを前提に、修繕による対応を中心に実施する。

#### ③公園

担当係による毎月の点検、遊具メンテナンス業者による年1回の専門点検を実施し、安全に遊具を利用できるよう管理し、予防保全型の維持管理に努める。

そのほか、公園内の設備等についても、老朽化の状況を点検により把握し、安全配慮の視点から撤去、修繕、更新等の方針を決め計画的に実施する。

#### ④公営住宅

「江差町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、将来人口を踏まえた管理戸数の適正を図ることを基本に、耐用年数を経過した老朽住宅の廃止または建て替え、耐用年数を経過していない住宅については長寿命化または改修を計画的に進め、維持費の縮減、修繕や更新時期の分散化、毎年の事業費の平準化を図る。

### 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

#### (1) 現況と問題点

##### ① 高齢者福祉

当町の65歳以上人口は平成12年の国勢調査で2,391人（比率21.8%）に対して、令和2年の国勢調査では、2,846人（比率38.3%）と、高齢化が進み3人に1人以上が高齢者で占められている。令和6年度末の住民基本台帳における65歳以上の人口2,664人のうち、要介護（支援）認定者が561人（21.1%）となっている。

江差町における高齢者福祉施設・介護保険施設は、養護老人ホーム（70床）、特別養護老人ホーム（130床）、ケアハウス（20床）、介護老人保健施設（80床）、グループホーム（27床）、有料老人ホーム（12床）、があるほか、在宅サービスは、訪問介護（2事業所）、訪問看護（2事業所）、通所介護（4事業所）、認知症対応型通所介護（1事業所）、短期入所生活介護（2事業所）、通所リハビリテーション（1事業所）、訪問リハビリテーション（2事業所）、短期入所療養介護（1事業所）と、施設サービス・在宅サービスともに介護サービス基盤が整備されている一方で、高齢者一人当たりの介護保険サービス利用料が全国・全道平均を上回る状況となっている。

また、高齢者に対する支援機能や、地域における交流機能を総合的に実施するため江差町生きがい交流センター、在宅介護の拠点施設としての在宅型総合福祉施設まるやまを町立により整備しているほか、町内の集会施設等10か所を介護予防拠点施設として整備・位置づけし、地域における介護予防活動の取り組みの推進を図っている。

また、高齢者だけではなく誰もが健康で住み慣れた地域に、お互いが支え合い自分らしく自立し安心して暮らしていくことが出来る地域社会の形成が必要不可欠であることから、その実現に向けて医療介護の連携推進、認知症対策、地域ぐるみでの介護予防・健康づくりや生活支援、生きがい対策・社会参加を促す取り組みを充実させることで、「医療」「介護」「住まい」「介護予防」「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ることが必要である。

【65歳以上人口構成比（%）】

年度	S60	H02	H07	H12	H17	H22	H27	R02
江差町	12.6	15.0	18.0	21.8	26.4	30.4	34.4	38.3
過疎地域 （全道）	13.5	17.2	21.4	24.7	28.1	30.1	35.1	37.2
過疎地域 （全国）	17	20.6	25.1	29.5	30.4	33.2	36.7	40.2
全道	9.7	12	14.8	18.2	21.5	24.7	29.1	32.2
全国	10.3	12	14.5	17.3	19.2	22.8	26.6	28.6

（国勢調査）

【高齢者世帯の推移】

年度	世帯数	うち 65 歳以上世帯員がいる世帯		年度	世帯数	うち 65 歳以上世帯員がいる世帯	
		世帯数	比率			世帯数	比率
S60	4,373	1,226	28.0%	H17	4,267	1,661	38.9%
H02	4,332	1,406	32.5%	H22	3,939	1,681	42.7%
H07	4,365	1,318	30.2%	H27	3,717	1,720	46.3%
H12	4,523	1,562	34.5%	R02	3,502	1,741	49.7%

(国勢調査)

② 児童福祉

当町の 15 歳未満児童数は令和 7 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳では、434 人と平成 27 年当時(818 人)と比較して 5 割近い減少で、少子化が続いている。

保育所については、定員割れや老朽化に伴い 5 か所あった保育所の 3 園を平成 21 年に統合改築し、現在 3 園で運営している。残る 2 園についても老朽化が著しく、令和 8 年 4 月に統合し、保育所は 2 園で運営することとしている。

また、女性の就業傾向が高まり、保育所に対するニーズも多様化しており、通常の保育のほか、延長保育や休日保育、乳児保育、障がい児保育なども実施している。

近年、子育てに不安や悩みをもつ保護者が増えており、平成 15 年から日明保育園に地域子育て支援センターを開設しているが、令和 8 年 4 月に日明保育園が閉園するため、新たな保育園に地域子育て支援センターを開設し、引き続き子育て世帯の保護者の相談体制に努める。

留守家庭における小学校児童に対し、放課後対策として町内 3 か所に学童保育所を開設し、児童の健全育成に努めているところである。

今後は、安心して子育てができるよう良質な保育環境を整備することや、障がいのある児童に対する支援体制の充実、子ども・子育てを地域全体で支援できる環境づくりが急務となっている。

【15 歳未満児童数の推移】

年度	H27	R02	R03	R04	R05	R06	R07
人数(人)	818	589	552	516	474	464	434

(令和 2 年まで国勢調査・令和 3 年以降は 4 月 1 日住民基本台帳)

### 【保育所・幼稚園の状況】

区分		整備 年次	当初 定員	定員	入所者数				
					H21	R04	R05	R06	入所率
常設 保育所	かもめ保育所 (3園統合)	H21	100	100	73	63	52	50	50.0%
	日明保育所 ※R7年度末閉園	S54	60	35	21	9	6	3	8.6%
	水堀保育所 ※R7年度末閉園	S47	60	35	31	14	10	13	37.1%
	小計		220	170	125	86	68	66	38.8%
幼稚園	あすなろ幼稚園 (R2.3.31 廃園)	S53	90	0	30	—	—	—	—
	江差幼稚園(建替え) 幼保連携型認定こども 園(R2.4.1～)	H23	90	60	74	35	32	36	60.0%
	小計		180	60	104	35	32	36	60.0%
合計			400	230	229	121	100	102	44.3%

(資料：江差町町民福祉課)

### ③ 障がい者福祉

障がい福祉を取り巻く法体系において、平成18年度から「障害者自立支援法」が施行され、平成25年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正され、市町村においても地域社会における共生の実現に向け、障がい福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援推進することになった。

また、平成30年4月には、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項などを定めた「障害者差別解消法」が施行されたことや同年6月には「障害者総合支援法」が改正され、障がい者の「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実が図られることになったことや「児童福祉法」の改正では、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとされ、いずれも令和2年4月から施行された。更には令和5年4月に「こども家庭庁」が発足され、児童福祉法等障がい児に係る施策については、厚生労働省からこども家庭庁に移管となり、障がい児支援の更なる充実が期待される。

障がい別の状況を見てみると、身体障害者手帳所持者数は、令和6年度末現在で527人と総人口(6,460人：住民基本台帳)の8.16%に相当する。また、療育手帳(知的障がい)の所持者は186人と、総人口に占める割合は2.88%に相当し、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は59人と、総人口に占める割合は0.91%に相当し、障がい者全体では約1割となる。

このような状況の中、障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅でのサービスの充実や社会参加活動として、さまざまな日中活動の場、地域生活への移行の場の確保が必要である。

町内には、入所支援施設のほか、レクリエーションや軽作業を通して日常生活の自立を目指す地域活動支援センターや就労が困難な障がいのある人に対する訓練を行う就労継続支援B型、施設利用者が地域生活に移行する居住の場としての共同生活援助(グループホーム)、障がいのある人やその家族の相談支援の場として相談支援事業所がある。

今後は、障がい者(児)が自分の意思に基づいてどこでどう生活をしたのか、十分な意思決定の支援の充実を図り、安心して地域で暮らし続けられるよう幅広い施策を推進していくことが求められている。

【身体障害者手帳所持者数】（障がい種別）

区分	R03 年度		R04 年度		R05 年度		R06 年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
視覚障がい	36	6.8%	34	6.2%	37	6.9%	35	6.6%
聴覚・平衡機能障がい	38	7.2%	43	7.9%	43	7.9%	40	7.6%
音声・言語・そしゃく機能障がい	4	0.8%	4	0.7%	4	0.7%	5	0.9%
肢体不自由・運動機能障がい	304	57.3%	304	55.8%	293	54.2%	287	54.5%
内部障がい	148	27.9%	160	29.4%	164	30.3%	160	30.4%
合計	530	100.0%	545	100.0%	541	100.0%	527	100.0%

（資料：北海道檜山振興局）

【身体障害者手帳所持者数】（等級別）

区分	R03 年度		R04 年度		R05 年度		R06 年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 級	180	34.0%	183	33.5%	183	33.8%	183	34.7%
2 級	62	11.7%	61	11.2%	59	10.9%	59	11.2%
3 級	77	14.5%	81	14.9%	83	15.3%	76	14.4%
4 級	133	25.1%	135	24.8%	133	24.6%	128	24.3%
5 級	45	8.5%	49	9.0%	48	8.9%	46	8.7%
6 級	33	6.2%	36	6.6%	35	6.5%	35	6.7%
合計	530	100.0%	545	100.0%	541	100.0%	527	100.0%

（資料：北海道檜山振興局）

【療育手帳所持者数】（判定区分別）

区分	R03 年度		R04 年度		R05 年度		R06 年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
A判定(重度)	87	43.5%	77	41.6%	77	41.8%	78	41.9%
18歳未満	2		2		3		3	
18～65歳未満	54		52		52		53	
65歳以上	31		23		22		22	
B判定(中軽度)	113	56.5%	108	58.4%	107	58.2%	108	58.1%
18歳未満	19		14		12		10	
18～65歳未満	82		81		81		85	
65歳以上	12		13		14		13	
合計	200	100.0%	185	100.0%	184	100.0%	186	100.0%
18歳未満	21	10.5%	16	8.6%	15	8.1%	13	7.0%
18～65歳未満	136	68.0%	133	71.9%	133	72.3%	138	74.2%
65歳以上	43	21.5%	36	19.5%	36	19.6%	35	18.8%

（資料：北海道檜山振興局）

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】（等級別）

区分	R 元年度		R02 年度		R03 年度		R04 年度		R05 年度		R06 年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1 級	5	11.9%	5	13.5%	6	12.8%	6	12.8%	6	11.8%	11	18.6%
2 級	25	59.5%	22	59.5%	26	55.3%	22	46.8%	25	49.0%	28	47.5%
3 級	12	28.6%	10	27.0%	15	31.9%	19	40.4%	20	39.2%	20	33.9%
合計	42	100.0%	37	100.0%	47	100.0%	47	100.0%	51	100.0%	59	100.0%

（資料：北海道江差保健所）

④ 保健（保健事業計画・地域保健活動）

保健師は5名体制で、平成5年に開設した保健センター及び平成18年に開設した地域包括支援センターを拠点に、母子保健及び健康推進分野での保健活動に加えて、介護保険福祉教育分野との連携の中で活動している。心身ともに充実した自分らしい生活を送ることができるよう、各種がん検診や特定健診、保健指導、健康づくり、生活習慣改善を目的とした教室の継続・充実と健康意識の向上のための事業が求められる。また、少子化の中、孤立せず子育てを楽しむことができる支援の継続と体制強化が求められる。

(2) その対策

① 高齢者福祉（介護保険）

- ア. 高齢者福祉サービスと介護保険サービスの基盤の整備
- イ. 高齢者福祉サービスの質的向上
- ウ. 積極的な社会参加の促進
- エ. 認知症高齢者支援の推進
- オ. 高齢者の権利擁護と安全確保に向けた取組みの推進
- カ. 高齢者住まいの整備促進
- キ. 介護予防の総合的推進
- ク. 地域包括ケア体制の整備

② 児童福祉

- ・老朽化等に伴う北部保育園の統廃合（令和8年4月新保育園開設 ※地域子育て支援センター機能併設）
- ・子育て世帯への経済支援（保育無償化、給食費一部助成、子育て住宅新築・中古住宅購入助成等）
- ・貧困対策の推進（学習塾等の月謝等の一部助成※子どもの未来応援事業）
- ・要保護児童対策の推進

③ 障がい者福祉

- ・地域生活支援拠点の整備
- ・子ども発達支援センター運営強化及び通所交通費助成支援
- ・放課後デイサービス送迎支援
- ・相談支援体制の充実、強化
- ・障がい者虐待の防止

#### ④ 保健

- ・子育て支援対策の充実
- ・健康推進事業の充実
- ・健康意識向上のための事業の展開
- ・介護保険や福祉との連携推進

#### (3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設			
	子育て支援センター	子育て支援センター整備	町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	基金積立	子ども医療費助成 <b>【事業内容】</b> ・少子化対策として高校卒業までの子どもの医療費負担分を全額助成する。  <b>【必要性】</b> ・子どもの健全な育成、児童福祉の向上を図る必要があるため。  <b>【効果】</b> ・子育て世代の負担軽減により子育て環境の充実を図ることができる。	町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の基本方針に基づき、これらに定める全ての公共施設等の整備や維持・管理について、本計画と整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

各保育所については、園児数の減少に伴い令和8年4月より2園体制（1園は地域子育て支援センター機能併設）での運営となることから、閉園となる保育所の活用や解体など公共施設の適正な管理について検討する。

養護老人ホームについては、民間への移譲を行い、令和元年度に建て替えが完了した。

それ以外の施設については、償却が進む中で統廃合や建て替えも視野に入れ、その施設ごとに合わせた活用方法の幅を検討し、機能的かつ効果的な公共施設の運営を行い持続的発展に努める。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

#### ① 医療

町内の医療機関は病院2、診療所5、歯科診療所4となっているが、そのうち、道立江差病院が精神神経科48床の新設により198床のセンター病院として、平成10年6月に供用開始し、地域センター病院として、南檜山第2次医療圏の中核を担っている。改築整備後は、圏域の医療機能は大きく前進している

ものの、平成26年9月から看護師確保が難しくなり、運用病床152床に変更し、さらに令和5年7月からは精神科病床が休床となっている。

医師や看護師等医療従事者の確保は喫緊の課題であり、特に、医療行為の高度化に伴って医療現場で求められる正看護師の養成は、過疎医療の維持、向上にとって不可欠な課題である。平成10年4月から道立江差高等看護学院が開設されたが地域での就労に結び付かない現状があり、今後地域での就労・地元定着に向けての支援体制強化が求められる。また、地域センター病院としての機能維持、向上のためには、専門医の常勤化や医師の長期固定化が課題となっており、医師確保への対策が重要である。

地域の要望の高かった脳神経外科の診療所も道立江差病院に隣接し整備され、脳外科治療と寝たきりの原因となる脳血管疾患の予防と早期発見のため脳神経科診療体制に加えて、第3次医療圏も含めた病病連携と病診連携を効果的に進めるためのインターネットを活用した情報共有体制の整備、高規格装置配備の救急車の配置、また、道南ドクターヘリの運用も開始され、過疎地域での救急医療充実が整いつつある。

人口減少による疾病構造の変化を見据え、南檜山圏域全体で将来に渡り持続可能な地域医療体制の構築に向けた取組みを推進していくことが必要である。

人口減少や、それによる疾病構造の変化に対応する地域医療体制の構築が求められており、第2次医療圏域全体で将来に渡り持続可能な医療提供体制の構築に向け、「地域医療連携推進法人南檜山メディカルネットワーク」の取組みを推進していく必要がある。医療介護の専門職確保が困難な状況ではあるが、限られた医療資源を効果的・効率的に活用し、地域医療を守ることは地域住民の生活を守ることに直結することであるため、地域全体で1次医療・2次医療を支援する体制が求められる。

【檜山南部医療圏の医療施設等】（令和5年10月）

	病 院	一般診療所	歯科診療所	計	病床数
江差町	2	4	3	9	262
上ノ国町	—	3	2	5	38
厚沢部町	1	1	1	3	69
乙部町	1	1	1	3	62
奥尻町	1	3	0	4	40
計	5	12	7	24	471
全 道	534	3,403	2,742	6,679	94,716

（令和5年度北海道保健統計年報）

【檜山南部医療圏の保健医療従事者の状況】

	医 師	歯科医師	看護師 ※准看を含む	人口10万人当 りの医師数
江差町	18	3	154	255.0
上ノ国町	2	2	7	49.0
厚沢部町	4	1	26	117.3
乙部町	1	2	25	31.0
奥尻町	3	1	25	132.2
計	28	9	237	139.7
全 道	13,613	4,302	81,772	264.8

※「医師数」「歯科医師数」「人口10万人当りの医師数」（令和5年度北海道保健年報）

※「看護師数」（令和3年版北海道地域保健情報年報）

(2) その対策

① 医療

ア. 道立江差病院の2次医療機能の整備充実

- ・ 総合診療科医の常勤化
- ・ 小児科医、精神科医の常勤体制維持
- ・ 循環器内科医、整形外科医の複数化
- ・ 消化器内科医の常勤化
- ・ 看護師の確保
- ・ かかりやすい病院となるような支援体制（病院ボランティア等）

イ. 地域医療連携推進法人南檜山メディカルネットワーク事業の推進

ウ. 第1次医療体制の充実

エ. 休日夜間救急診療体制の整備

オ. 道立高等看護学院を含む看護師養成校卒業者の地元定着促進

カ. 脳疾患救急搬送特別支援補助の実施

キ. 道立病院医師確保及び資質向上支援

ク. 地域医療連携システム運営補助（改修補助）

(3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	その他	看護師等育成確保対策	町	
	(2) 特定診療科に係る診療施設			
	その他	脳疾患救急搬送特別支援補助	医療法人	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	基金積立	道立江差病院医師確保対策 【事業内容】 ・道立江差病院の医師に対して医療研究に必要な資金の貸与を行う。 【必要性】 ・医師の不足や資質向上への対応を図る必要があるため。 【効果】 ・医師の確保を図ることで、地域医療の確保・充実が期待できる。	町	

	その他	地域医療連携システム運営補助 (改修補助) <b>【事業内容】</b> ・連携市町の医療機関に設置されている情報共有のためのシステム改修に対する運営支援。 <b>【必要性】</b> ・広域医療体制の充実を継続して図る必要があるため。 <b>【効果】</b> ・改修を行うことで、連携市町の医療機関が患者の医療情報を得て個々のケースに即応した治療が可能となり、医療体制の充実が図られる。	医療機関	
--	-----	---	------	--

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の基本方針に基づき、これらに定める全ての公共施設等の整備や維持・管理について、本計画と整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ① 小中学校教育

当町には、町立小学校3校、町立中学校2校があり児童生徒数は293人（令和7年5月）で一部の小学校において普通学級の複式編制が行われるなど児童生徒数の減少が続いている。令和3年度から5か年を計画期間とする江差町教育推進計画において「ふるさと江差に心の向く教育の推進」を目標に掲げ、基礎・基本の定着と確かな学力の育成等のもとより、新しい時代に対応した教育課題として、「学校の新しい生活様式」を踏まえた教育課程の編成、ICT機器を活用した授業づくり、新学習指導要領の理念の具現化、教職員の「働き方改革」の確実な推進を掲げている。

また、特色ある教育活動として小中一貫教育や幼保小中連携の推進、ふるさと教育の充実、特別な支援や配慮を要する児童生徒の増加を踏まえた通級指導及び特別支援教育の充実、学校の組織力の強化と教職員の質の向上などの取組みを継続していく必要がある。

教育施設では、老朽校舎等の整備を計画的に進めるほか、教職員の住宅整備については、老朽化に伴う空き室が増えているため、今後の教職員住宅のあり方について検討が必要になっている。

【学校別児童・生徒数の状況】（令和7年5月1日現在）

区分		学年別児童・生徒数(人)								前年度 児童生 徒数	前年度 増減率
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別 支援	計		
小学校	江差	16	14	25	8	16	16	4	99	104	▲4.8%
	南が丘	4	7	7	3	5	9	7	42	45	▲6.7%
	江差北	3	5	8	6	4	15	2	43	47	▲8.5%
	小計	23	26	40	17	25	40	13	184	196	▲6.1%
中学校	江差	23	26	29	—	—	—	8	86	92	▲6.5%
	江差北	5	6	9	—	—	—	3	23	23	0%
	小計	28	32	38	—	—	—	11	109	115	▲5.2%
合計	5校								293	312	▲6.1%

(学校基本調査)

② 幼児教育

令和元年度末で町立幼稚園を廃園とし、令和2年4月より私立幼稚園（定員60名）が幼保連携型認定こども園として運営が始まった。今後ますます少子化の進展がみられる中、町立保育所も含めた中での幼児教育のあり方について検討が必要である。

③ 高校教育

檜山第一学区（江差・上ノ国・厚沢部・乙部）には道立高等学校が2校ある。

中学卒業生数の減少や卒業生の一部が函館等の管外高校へ進学することによる間口削減の懸念は強い。

高等学校教育の一層の充実が求められていることから、魅力ある高校づくりに向け、高校、地域、教育委員会等が連携して検討を進めるなど、対策が必要である。

④ 生涯学習（社会教育・スポーツ・図書館）

学習に対する町民要望の高まりと学校週5日制により、少年期からシニアにいたる各ステージでの学習推進体制は整いつつある。

平成15年度に完成した総合運動公園は、テニスコート・野球場・陸上競技場・サッカー場等の機能を有しており合宿や各種大会が開催されているが、各施設とも供用開始から年月を経ていることから劣化が進んでおり、令和2年度に策定した長寿命化計画に基づき計画的な修繕を推進する必要がある。

令和5年度にはテニスコート4面中2面を「子どもふれあい広場」として、フットサルコート及びバスケットボールコートに改修し、気軽にスポーツ活動が行える環境の整備を図った。

平成元年はまなす国体ヨット競技が開催されたマリーナでのマリンスポーツ等、恵まれた施設を生かして各種大会やスポーツ合宿の誘致に努めなければならないが、宿泊施設の整備が大きな課題である。

文化会館に併設されている図書館は、効率の良い図書館運営を進めるため、令和4年度から図書館システムの運用を開始し、蔵書管理やWEBによる図書検索・貸出予約が可能となり、利用者の利便性向上を図っている。

また、町内全域サービスのために運行していた移動図書館車は、車両の老朽化のため令和4年7月をもって運行を終了。その後車両の更新はせず、代替事業として町有施設を利用した臨時図書館を開設し、全域サービスの継続を図っている。

集会施設は平成8年に南が丘集会施設を、平成10年には円山緑丘地区の集会施設を整備し、更に平成12年度には陣屋団地集会施設整備を行い、概ね地区毎の整備は終了したが、既設の集会施設については、適正な維持補修の実施が必要であり、低利用公共施設の多目的利用等の有効活用策の検討が必要である。

## ⑤ 学校給食

令和7年3月に江差町・上ノ国町学校給食組合が解散し、江差町・上ノ国町学校給食センターは江差町が主体性を持って運営することになったことから、新たな地場産品を活用したメニューの充実を図り、安全でおいしい学校給食の提供に努める必要がある。

### (2) その対策

#### ① 小中学校教育

- ・老朽校舎等の整備
- ・小中一貫教育、幼保小中連携、ふるさと教育、通級指導及び特別支援教育、ICT教育等の充実強化
- ・教職員住宅の整備並びに教職員住宅のあり方の検討

#### ② 高等学校教育

- ・檜山学区全体での間口維持方策の検討

#### ③ 生涯学習及び集会施設

- ・公共施設管理の外部委託化の検討
- ・運動公園機能の長寿命化
- ・集会施設等の適正な維持管理の推進

#### ④ 学校給食

- ・地場産品を活用したメニューの充実
- ・安全でおいしい学校給食の提供

### (3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	江差小学校屋上防水改修整備	町	
		江差小学校 PCB 廃棄物処理	町	
		小中学校施設空調設備整備	町	
		江差小学校外壁改修	町	
		江差北小・中学校屋根外壁等改修	町	
		南が丘小学校旧校舎屋上防水改修	町	
屋内運動場	南が丘小学校体育館等改修	町		
教職員住宅	教職員住宅整備及び老朽化住宅の解体	町		

		給食施設	江差町・上ノ国町学校給食センター 改築整備	江差町、上ノ 国町	
--	--	------	--------------------------	--------------	--

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の基本方針に基づき、これらに定める全ての公共施設等の整備や維持・管理について、本計画と整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

劣化が著しく顕在している学校施設については、健全性を回復するための大規模改修を行い、合わせて教育環境の改善や社会的なニーズに対応するための改修についても、財政状況を考慮した上で行う。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

#### ① 集落

当町の小規模集落は農漁業を中心に集落形成された経緯があり、取り巻く経済情勢の厳しさを反映してその地盤沈下が激しく、とりわけ高齢化が顕著である。

しかし、道立江差病院の移転を契機に柳崎・伏木戸地区が大きく変貌しており、特別養護老人ホームと養護老人ホームが同地区に移転したほか、市街地での高い地価を避け郊外地での宅地需要も高く、尾山・田沢地区も宅地分譲や老人保健施設・福祉施設の整備に併せ集落の様相も大きく変わってきた。

また、道道小黒部鹹川線の拡幅改良に伴い、水堀・越前地区の道路事情も改善されてきている。しかし、柏町～椴川町間の集落間道路等、小集落の基本的な日常生活基盤に対する課題が残っているところもあり、全町的なバランスある発展を図るための施策が必要である。

#### 【小規模集落の現状】（令和6年度末現在）

地区	戸数		地区	戸数		地区	戸数	
	R02	R06		R02	R06		R02	R06
椴川	27	26	伏木戸	151	148	小黒部	70	71
大潤	24	29	柳崎	206	200	朝日	41	36
泊	56	53	水堀	188	173	鹹川	47	45
尾山	76	75	越前	47	46	五厘沢	12	11
田沢	83	86	中網	23	27			

（住民基本台帳：世帯数）

### (2) その対策

#### ① 集落

- ・ 定住促進団地の整備計画
- ・ 集落支援対策の検討

## 1 1 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

#### ① 地域文化（文化振興・文化財）

檜山で唯一の総合文化会館は、江差町民に限らず広く近隣町民にも活用されているが、更なる施設の有効活用を図る必要がある。

今では日本を代表する民謡の一つであるといわれる江差追分においては、戦後まもなく発足した江差追分会の地道で粘り強い活動によるものであり、地域文化を国内外に発信し、発展と普及に寄与している。

江差追分会の活動は江差町民の「宝」であり、全国に誇りうる江差町民の地域文化の結実である。今後は更にこの活動を推進する必要がある。

江差町では、平成 29 年 3 月『江差町歴史文化基本構想』を策定した。この構想は古くから継承されてきた地域の歴史文化を見つめ直し、総合的な文化遺産の保存・活用を行いながら、地域の活性化に繋げていくための考え方を示している。

江差町内には、国指定 2 件、北海道指定 12 件、江差町指定 32 件の指定文化財があり、65 か所の埋蔵文化財包蔵地が登録されている。

『江差町歴史文化基本構想』では、このような指定や登録を受けている文化財だけではなく、未指定や文化財保護法の考え方に当てはめることが難しい文化財についても幅広く文化遺産としてとらえることとしている。また文化遺産を個別にではなく、いくつもの文化遺産を関連付けたストーリーとして捉えることとしている。

例えば、江戸時代から明治時代へと移り変わる時に北海道南部で起こった箱館戦争に関して、開陽丸の遺跡と遺物、台場跡、新政府軍墓地、古文書、伝承など様々な文化遺産が遺されている。それらの文化遺産を個別にではなくストーリーとしてまとめ捉えることで、一括しての保存・活用を図ることが求められる。

そのためには、文化遺産の正確な把握、担い手の確認、展示など活用の場について計画的に取り組んでいくことが必要となる。

開陽丸遺跡は昭和 50 年代に国内の水中遺跡で初の試みとなる発掘調査が行われ、数多くの遺物の引揚げが行われたほか、大型船体は水中で現地保存されている。令和 5 年度～6 年度の文化庁の事業による現状確認調査を踏まえ、今後の保存・活用や遺跡の価値を高める取組みを継続的に進めることが必要である。

### (2) その対策

#### ① 地域文化

- ・ 江差追分会の充実強化
- ・ 江差追分の国指定文化財昇格の促進
- ・ 無形民俗文化財の保存伝承
- ・ 文化会館の有効活用策
- ・ 開陽丸遺跡の調査及び保存活用
- ・ 開陽丸引揚げ遺物の整理及び保存環境の改善
- ・ 文化財建造物の保存と活用
- ・ 文化会館長寿命化改修

### (3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(3) その他			
		江差追分会補助	民間	
		開陽丸青少年センター補助	民間	
		文化会館屋上防水改修	町	
		文化会館屋根・外壁改修	町	
		文化会館出入口更新	町	
		文化会館エレベーター更新	町	

### (4) 公共施設等整備計画等との整合

総合管理計画の基本方針に基づき、これらに定める全ての公共施設等の整備や維持・管理について、本計画と整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

地域コミュニティの活動の場となる地域集会施設については、建築年度が古いものが多く、老朽化が進んでいるものもあるが可能な限り既存の施設の維持管理に努め、老朽化の状況と利用状況、住民ニーズに応じて長寿命化を柱に建て替えや統廃合、複合化等を検討し、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い地域の持続的発展に努める。

## 1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

#### ① 地域エネルギーの開発導入の促進

風力発電施設については、風が年間を通して強いという当町の自然特性を生かし、再生可能エネルギーの一層の開発利用を進める。

現在、大型風車は民間企業により平成 23 年に水堀地区を中心に建設した 2,000kw 級 10 基の風力発電施設と令和 5 年に元山地区でリプレースされた 4,200kw 級 5 基の風力発電施設が稼働している。

また、令和 7 年 7 月に、再生エネルギー海域利用法に基づく促進区域に指定され、町としては、国策である洋上風力発電事業の着実な導入により、地域・漁業との共存共栄策の実現と地域の経済波及効果を図り、洋上風力発電事業を地域の産業振興や新たな産業、雇用の創出につなげていく。

太陽光発電施設については、平成 26 年に柳崎地区に 1,100kw 級の太陽光パネル施設、平成 27 年には五厘沢地区に 1,000kw 級の太陽光パネル施設と、新たな再生可能エネルギー資源として遊休農地を活用した、太陽光発電施設の民間事業者により事業化されている。

令和 5 年度に「ゼロカーボンシティ宣言」、令和 6 年度に「江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域の共生に関する条例」を制定したことにより、町、町民及び地域事業者が一体となって、再生可能エネルギーを推進し、エネルギー供給地としての地位の確立と持続可能な脱炭素化社会の実現を目指す。

### (2) その対策

#### ① 再生可能エネルギー開発導入の促進及び支援対策

- ・風力発電、太陽光発電等自然エネルギーの活用

### 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

#### (1) 現況と問題点

##### ① 広域連携

同じく過疎化の波にもまれているそれぞれの町が、単独で課題を克服するには自ずと限界があり、それぞれの町が機能を補完し合うという視点が必要である。

従って、基礎自治体としての市町村の「あり方」を検討し、新しいまちづくりを真摯に模索し、広域連携の具体的方策を検討する必要がある。

##### ② 土地利用計画

令和2年3月に「江差町都市計画マスタープラン・江差町立地適正化計画」を策定し、「歴史や文化を活かし、多世代が気軽に集まって交流する回遊型のまちなかづくり」「地域の絆を感じながら、安心して暮らし続けることのできる居住地づくり」「都市機能の利用を円滑にする持続的な移動ネットワークづくり」「農林水産業の振興や都市・地域の健全な発展を促す“適材適所”の土地利用の実現」を基本目標として、中心市街地における公共施設等の跡地や民間を含めた空き地利用対策を含め、安全で快適な生活環境の整備と町域の均衡のとれた発展を期するため適切で合理的な土地利用を推進する。また、若者定住対策を含め、町有地の有効活用が求められている。

#### (2) その対策

##### ① 広域連携

- ・地域重点プロジェクトの積極的推進
- ・広域連携の取組み推進

##### ② 土地利用計画

- ・江差町都市計画マスタープラン及び江差町立地適正化計画の推進

#### (3) 計画

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		町有施設PCB廃棄物処理業務	町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

総合管理計画の基本方針に基づき、これらに定める全ての公共施設等の整備や維持・管理について、本計画と整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	<p>子育て世帯マイホーム取得助成事業</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅を取得した子育て世帯に対し助成金を交付し、定住の促進及び地域経済の活性化を図る。</li> </ul> <p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活力維持のため人材の定着化・定住を推進し、町の活性化を図るため。</li> </ul> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転出者の抑制などの定住促進効果による住みやすいまちづくりの推進と町内業者を活用した助成制度による地域経済の活性化が図られる。</li> </ul>	町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	商工業・6次産業化	<p>特産品開発・販売促進対策推進</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特産品開発への支援、アンテナショップ運営補助、物産展等への参加。</li> </ul> <p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地場製品のブランド化、PR、販路拡大を図る必要があるため。</li> </ul> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地場製品ブランド化や販路の拡大により地域経済の活性化が期待できる。</li> </ul>	町	
	企業誘致	<p>企業誘致及び雇用奨励</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例に基づき事業所の新設又は増設、新規雇用に対し助成を行う。</li> </ul> <p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業経済の発展及び雇用機会の拡大を図る必要があるため。</li> </ul> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用の創出・維持及び地域経済の活性化が期待できる。</li> </ul>	町	
	その他	<p>江差町住宅リフォームプレミアム商品券発行事業</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅リフォームに関する商品券を販売し、地域経済の消費喚起に資する。</li> </ul> <p>【必要性】</p>	商工会	

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図る必要があるため。</li> </ul> <b>【効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化、省エネルギーの推進、住環境の向上及び地域経済の活性化が期待できる。</li> </ul>		
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)	過疎地域持続的発展特別事業			
		基金積立	子ども医療費助成 <b>【事業内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化対策として高校卒業までの子どもの医療費負担分を全額助成する。</li> </ul> <b>【必要性】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの健全な育成、児童福祉の向上を図る必要があるため。</li> </ul> <b>【効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代の負担軽減により子育て環境の充実を図ることができる。</li> </ul>	町	
7 医療の確保	(3)	過疎地域持続的発展特別事業			
		基金積立	道立江差病院医師確保対策 <b>【事業内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道立江差病院の医師に対して医療研究に必要な資金の貸与を行う。</li> </ul> <b>【必要性】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の不足や資質向上への対応を図る必要があるため。</li> </ul> <b>【効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の確保を図ることで、地域医療の確保・充実が期待できる。</li> </ul>	町	
		その他	地域医療連携システム運営補助（改修補助） <b>【事業内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携市町の医療機関に設置されている情報共有のためのシステム改修に対する運営支援。</li> </ul> <b>【必要性】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域医療体制の充実を継続して図る必要があるため。</li> </ul> <b>【効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改修を行うことで、連携市町の医療機関が患者の医療情報を得て個々のケースに即応した治療が可能となり、医療体制の充実が図られる。</li> </ul>	医療機関	